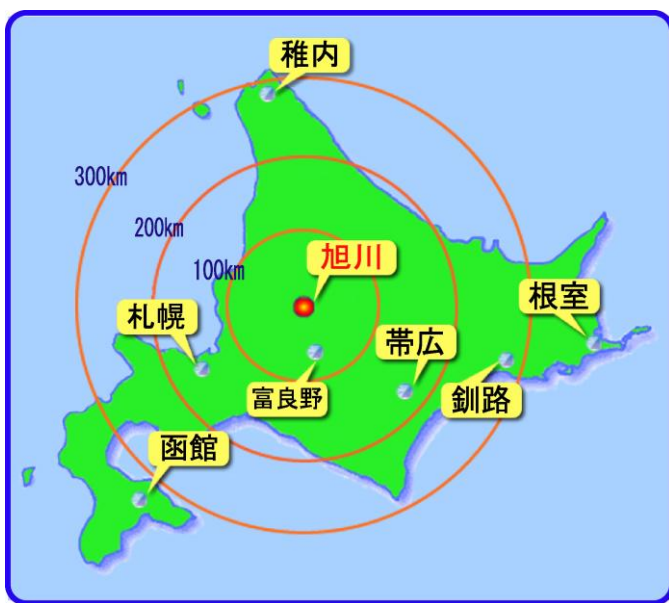


JAのご案内

令和6年度 情報開示資料

2025(令和7年1月31日)

旭川市の位置と地勢



北海道の中央部に上川管内があり、東経 141 度 58 分から 143 度 10 分、北緯 42 度 52 分から 44 度 54 分の間に位置し、東西 96km、南北 224km で、北見山脈、天塩山脈、並びに夕張山脈に囲まれ、その面積は 9,852K m²余りで本州の県相当となっています。

上川管内の東側には、北海道の屋根と呼ばれる雄大な大雪山連峰がそびえ、石狩川はここを源として流れ、その水域は上川の大平野を形成しています。

また、南部には十勝岳を控え、空知川の流域には富良野平野があり、北部は天塩川がその中央を北に貫流し、いずれも田畑の開発がめざましく、全般的に地味は肥沃で本道農業の中核地帯として知られています。

旭川市はその上川中央部地帯の西寄り、東経 142 度 9 分から 142 度 44 分、北緯 43 度 32 分から 43 度 57 分の間に位置しその面積は 747.66 km²、標高 112m、人口 31.5 万人で札幌市につぎ北海道で第 2 の都市です。



あさひかわ農業協同組合

目次

ごあいさつ

I. JAあさひかわの概要

1. 経営理念・経営方針	4
2. 主要な業務の内容	5
3. 経営の組織	9
4. 社会的責任と地域貢献活動	14
5. リスク管理の状況	17
6. 自己資本の状況	21

II. 業績等

1. 令和6年度における事業の概況	22
2. 最近5年間の主要な経営指標	28
3. 決算関係書類（2期分）	29
4. 部門別損益計算書	48

III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	51
2. 信用事業の状況	52
3. 貯金に関する指標	54
4. 貸出金等に関する指標	55
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	59
6. 有価証券に関する指標	60
7. 有価証券等の時価情報	61
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	62
9. 貸出金償却の額	62

IV. その他の事業

1. 指導事業	63
2. 共済事業	63
3. 生産販売事業	65
4. 保管事業	66
5. 利用事業	66
6. 購買事業	67

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	68
2. 自己資本の充実度に関する事項	69
3. 信用リスクに関する事項	70
4. 信用リスク削減手法に関する事項	74
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	75
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	75

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	76
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	76
9. 金利リスクに関する事項	76

VI. 連結情報

1. 組合及びその子会社等の主要な事業の 内容及び組織の構成	79
2. 連結事業概況（令和6年度）	80
3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、 連結注記表及び連結剰余金計算書	82
4. 農協法に基づく開示債権の状況	102
5. 連結ベースの最近5年間の主要な経営指標	103
6. 連結ベースの事業別の経常収支等	103
7. 連結自己資本の充実の状況	104

VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

1. 確認書	114
--------	-----

VIII. 沿革・歩み

1. 沿革・歩み	115
----------	-----

IX. ディスクロージャー誌の記載項目について

	116
--	-----

ごあいさつ

皆様には、日頃よりＪＡあさひかわをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。
組合員および地域の皆様に当ＪＡを一層ご理解いただき、ご信頼を深めていただくことを
念願し本冊子を作成いたしましたので、今後益々協同の輪が広まるようお役に立ててい
ただければ幸いです。

全国各地で 気候変動による自然災害が多発し、又 依然としてロシアによるウクライナ
侵攻や、不安定な中東情勢が続く中、世界的な商品価格の高騰、アメリカ トランプ大統領
の関税政策の動向等、我が国の経済環境は一段と厳しい状況が続いております。

このような状況の中、基本理念に基づき、お客様への貢献をはじめ、職員とその家族の
健康・安全の確保を図り、業務継続体制を構築するとともに維持してまいります。

当組合はこれからも皆様のニーズにお応えするとともに、安心してご利用いただけるよ
う役職員一丸となり、自主・自立・互助の協同組合精神に基づき、協同の輪を一層大切に
して目標に向けて取り組んでまいります。

今後とも一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年５月

代表理事組合長 古澤 祥弘



〔基本理念〕

1. 組合員経済への貢献

ＪＡ本来の設立意義に立ち返り、組合員の所得向上に努め、組合員の経済的発展
に寄与します。

2. 地域社会への貢献

法令遵守の運営は、勿論のこと、地域社会の一員としての社会的責任に鑑み、土
地利用に関して都市と農村の調和を図り、また、事業活動を通じ利用者への満足度
を高め、地域社会の発展に貢献します。

3. 食料基地北海道としての基盤確立への貢献

食料基地北海道の一翼を担う地域としての責任を全うし、安全、良質な農畜産物
の供給を通じて国民に貢献します。

1. 経営理念・経営方針

■経営理念

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ります。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築きます。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現します。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めます。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求します。

■経営方針

◇営農・販売部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当 J A では、市町村と連携し、農業後継者、担い手の育成・認定農業者の推進を図ります。

新たな農業環境下における対策の展開として、クリーン農業の推進、「Y E S ! clean」品目の拡大を行い、多様な用途に即した品質の実現を図ります。また食の安全・安心に関する消費者ニーズに的確に対応するとともに、栽培技術の強化、収量・品質の平準化に取り組み、「J A あさひかわ」ブランドの生産・販売体制を構築していきます。

◇信用部門

J A バンクセーフティーネットの取り組みによる安全性をアピールし、質の高い金融サービスを提供する地域金融機関として、また J A の総合力を結集した事業展開により、組合員・利用者に喜ばれる「J A バンク」の確立を図ります。

◇共済部門

共済事業については、事業基盤の維持・拡大に向け、世帯内深耕に取り組み、農協の総合事業を活かした 3 Q 訪問活動を実践し、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供することで組合員、利用者、地域の皆様から信頼される「安心」を提案してまいります。

◇購買部門

恒常的な巡回推進を行い営農販売事業との連携を図り、主要資材の品目集約・計画購買・予約取りまとめを柱に、コスト低減と品質の向上に努めます。

◇管理部門

業務運用の合理化・効率化により労働生産性の向上を図るとともに、経営健全化・組織力強化に向け収支並びに資産のモニタリング機能の充実及びそれに基づく経営改善の実施により、自己資本の強化に努めてまいります。また、組合員の立場から考え提案し行動できる人材の育成、地域への貢献活動の取り組みなど積極的に行なってまいります。

2. 主要な業務の内容

■信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる金融事業といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、農協・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様から貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、自由金利型定期、変動金利定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、道税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貯金商品一覧表

種類	特徴	期間	預入金額	備考
当座貯金	支払いは小切手、約束手形等で行う貯金	定めなし	無制限	決済性貯金
普通貯金	自由に出し入れを反復継続出来る貯金	定めなし	無制限	貯金保険金制限有り
貯蓄貯金	決済・資金移動に制限がある貯金	定めなし	無制限	貯金保険金制限有り
納税準備貯金	諸税支払のための資金を準備する貯金	定めなし	無制限	貯金保険金制限有り
定期貯金	あらかじめ預入期間を定めた貯金	1ヶ月～5年	無制限	貯金保険金制限有り
積立式定期貯金	個々の自由な金額を一定期間積立てる貯金	1年～50年	無制限	貯金保険金制限有り
定期積金	一定の金額を一定の期間に積立てる貯金	6ヶ月～5年	無制限	貯金保険金制限有り

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

■貸出商品一覧表

種類	資金使途	期間	貸付限度
貯金担保貸付	特に定めなし	1年以内	担保額の範囲内
共済担保貸付	特に定めなし	1年以内	解約返戻金の80%以内
総合口座	特に定めなし	期限を定めなし	貸越極度額の範囲内
カードローン	事業資金を除く生活に必要な一切の資金	1年以内（自動更新）	10～300万円の貸越限度額の範囲内
フリーローン	生活に必要な一切の資金	6ヶ月以上10年以内	500万円以内
マイカーローン	車両購入にかかる費用	6ヶ月以上10年以内	1,000万円以内
住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・土地の購入	3年以上35年以内	10,000万円以内

※ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査がございます。

※所定の出資金が必要な場合があります。

※貸出商品につきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用下さい。

為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

国債窓口販売

国債（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取扱いをしています。

サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。また、国債の取扱い、全国のＪＡでの貯金のお出し入れや銀行・信用金庫、また、セブン銀行などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス、モバイルバンキング等いろいろなサービスに努めています。

■サービス・その他商品一覧表

種類	特徴
自動振替サービス	一定時期に一定金額を自動に支払いするサービス
年金受取サービス	公的・保険年金等年金を自動に受け取れるサービス
公共料金自動支払	公共料金を口座振替で決済出来るサービス
給与振込サービス	給与受取口座を指定し受け取れるサービス
クレジットサービス	各種クレジットの決済サービス
キャッシュサービス	銀行・信用金庫・セブン銀行等のキャッシュサービス

■共済事業

ＪＡ共済は、組合員、利用者と地域の皆様に安心をお届けするため、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供しております。万一の病気・けがに備える生命保障プラン、老後のための年金保障プラン、大切な家屋・家財を火災・自然災害から守る建物保障プラン、万一の事故に対応する自動車保障プランなど、暮らしの保障を幅広く取扱いしております。

■指導事業

指導事業は、ＪＡ事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きな４つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てＪＡの収益によってまかなわれます。

指導事業活動は、直接的にはＪＡに経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うとともに、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

■生産販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、J Aは組合員の生産物を一元集荷による多元販売と農産物直売所による地域消費者へのP R活動・消費拡大に努めております。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めるとともに、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた生産を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

■保管事業

農産物の収穫期における倉庫収容力の確保及び現有施設の有効活用を積極的に図っております。

■利用事業

生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、J Aの共同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

また、地域の農作業受託組織が生産者に代わって作業を行う、J Aで水稻の種子消毒・芽出し等を行い作業の軽減を図っております。

■購買事業

生産資材事業

肥料・農薬・園芸用品等の営農資材、農機具、新車・中古車等、幅広くご利用いただいております。

給油事業

ガソリン・暖房用灯油・プロパンガス等のお取扱いを、市内及び鷹栖町内の6箇所の給油所において、ご利用いただいております。

生活事業

市内1店舗で、加工品を含む特産物をはじめ農畜産物や海産物・食料品・日用雑貨をご提供し、地域の皆様にご利用いただいております。また、冠婚葬祭のお手伝い等地域に密着した活動に努めております。

■ 相談業務

相談業務

組合員をはじめとする、経営・税務・生活に関する諸問題について顧問弁護士・顧問税理士との連携を密にして、快適な暮らしができるよう相談業務を行っています。

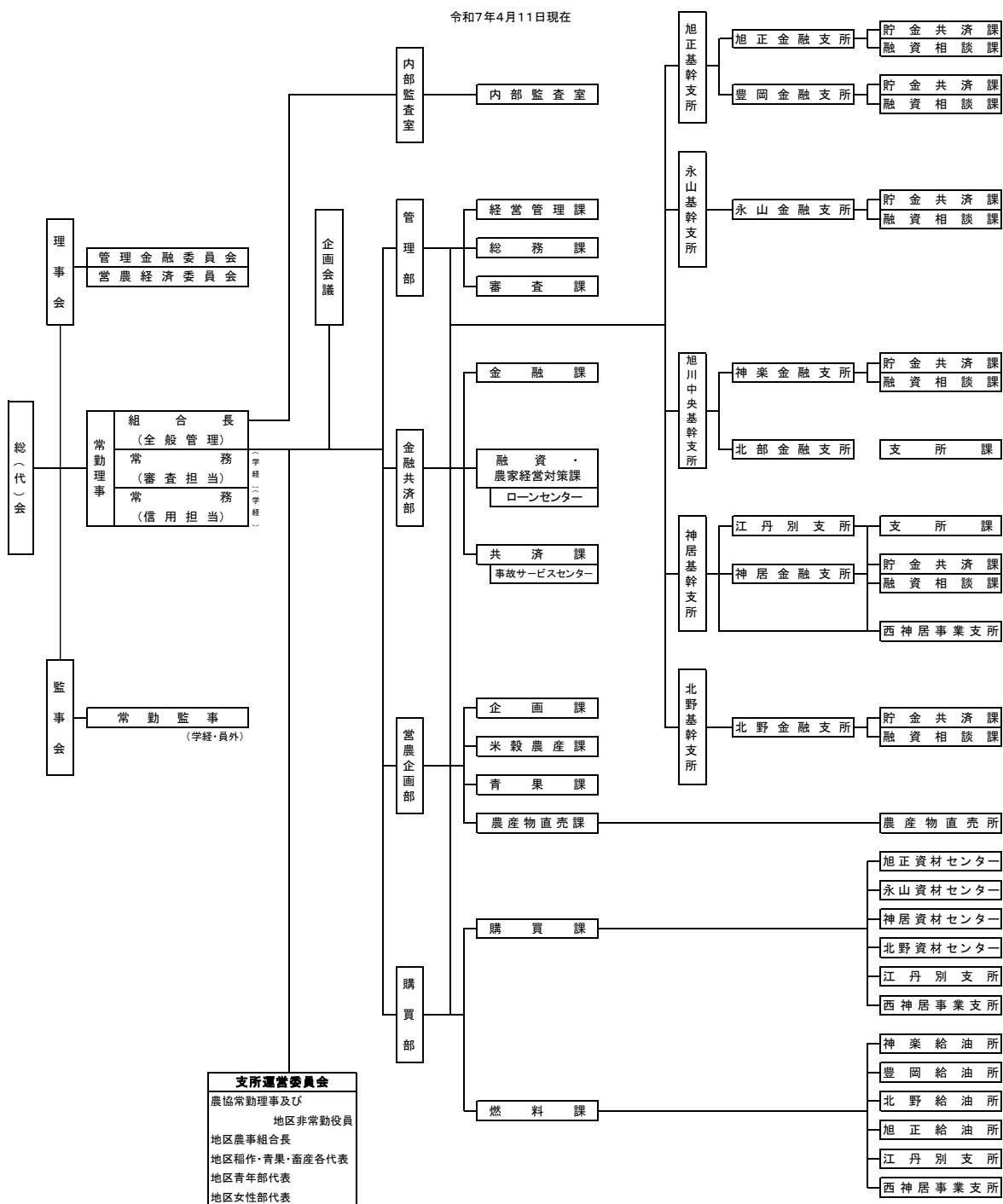
資産管理業務

組合員のアパート等施設の設計・管理、土地等の売買の仲介業務、またはアパート等の賃貸借の斡旋を行い、多くの方々のご利用をいただいております。

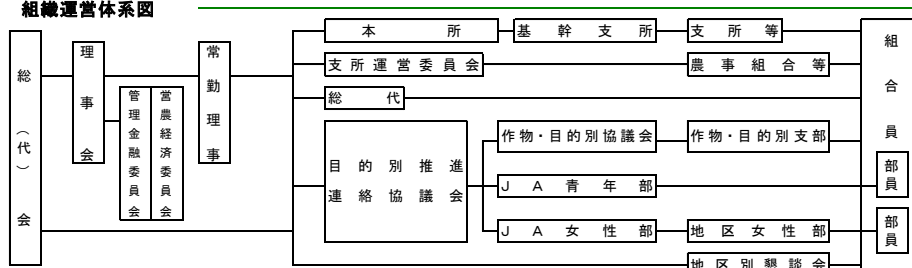
なお、この業務は専門的に対応するため、当 J A 1 0 0 % 出資の子会社、「旭川協同総業株式会社」が実施担当しています。

3. 経営の組織

① 機構図



組織運営体系図



②組合員数

(単位：人)

資格区分	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員	1,505	1,429	△ 76
個人	1,469	1,389	△ 80
法人等	36	40	4
准組合員	16,749	16,478	△ 271
個人	16,691	16,423	△ 268
法人等	58	55	△ 3
合 計	18,254	17,907	△ 347
正組合員戸数（本年度末）		1,150戸	

③組合員組織の状況

令和7年1月31日現在

地 区	組 織 名	構 成 員 数
本 所	あさひかわ農協青年部	39
	あさひかわ農協女性部	124
	J A あさひかわ地域農業再生協議会	616
	J A あさひかわ稲作協議会	206
	J A あさひかわ特別栽培米部会	28
	J A あさひかわ酒米部会	14
	あさひかわ直播研究会	25
	旭川青果物生産出荷協議会あさひかわ支部	172
	J A あさひかわ青果物ポジティブリスト対策協議会	151
	J A あさひかわ農産物直売所あさがお運営協議会	178
	J A あさひかわ農業生産組織連絡協議会	117
永 山	永山町農業生産受委託組合	33
	あさひかわ農協永山年金友の会	59
旭川中央	あさひかわ農協さつき年金友の会	55
	あさひかわ農協神楽年金同友会	50
	あさひかわ農協貸家協議会	60
神 居	J A あさひかわ農業生産組織連絡協議会神居支所	32
	神居地域中山間事業連絡協議会	103
	あさひかわ農協神居基幹支所年金友の会	66
	江丹別蕎麦・小麦部会	33
北 野	北野地区農用地利用調整組合	177
	北野地区機械利用生産者組織連絡協議会	16
	北野地区水田利用合理化推進協議会	57
	北野受託組合	19
	あさひかわ農協北野支所年金友の会	43

※上記は、当農協と事務委託契約を締結している組合員組織です。

④地区一覧

旭川市・鷹栖町一円

⑤理事及び監事の氏名及び役職名

(令和7年4月11日現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	古 澤 祥 弘	理 事	岸 本 茂 範
常 務 理 事	上 田 裕 治	理 事	木 下 幹 男
常 務 理 事	白 崎 仁 浩	理 事	岩 井 敬 樹
理 事	柿 本 憲 昭	理 事	北 原 豊
理 事	一 宮 敏 昭	理 事	山 川 竜 生
理 事	石 坂 寿 浩	代 表 監 事	高 山 彰 久
理 事	本 谷 義 孝	常 勤 監 事	山 田 耕 也
理 事	宮 城 恵 子	監 事	室 崎 秀 昭
理 事	中 川 幸 広	監 事	村 田 真 一
理 事	村 田 典 彦	監 事	水 野 彰
理 事	荒 永 芳 子		

⑥会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第 37 条の 2 の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

⑦事務所の名称及び所在地

(令和7年4月11日現在)

事 務 所	住 所	電話番号	ATM設置台数
本 所			
本 所	旭川市豊岡4条1丁目1番18号	31-0111	—
営 農 企 画 部	旭川市豊岡4条1丁目1番18号	37-8855	—
購 買 部 購 買 課	旭川市東旭川町旭正36番地2 (旭正資材センター内)	37-8860	—
購 買 部 燃 料 課	旭川市神楽5条8丁目1番16号 (神楽給油所内)	61-0661	—
基 幹 支 所			
旭 正 支 所	旭川市東旭川町旭正118番地	32-2231	—
永 山 支 所	旭川市永山2条19丁目3番11号	48-2171	—
旭 川 中 央 支 所	旭川市神楽5条8丁目1番16号	61-4111	—
神 居 支 所	旭川市神居2条10丁目2番6号	61-4126	—
北 野 支 所	上川郡鷹栖町北野西4条1丁目1番31号	87-2131	—
金 融 支 所			
旭 正 支 所	旭川市東旭川町旭正118番地	32-2231	1台
豊 岡 支 所	旭川市豊岡4条1丁目1番18号	31-3188	1台
永 山 支 所	旭川市永山2条19丁目3番11号	48-2171	1台
北 部 支 所	旭川市花咲町7丁目	51-4336	1台
神 楽 支 所	旭川市神楽5条8丁目1番16号	61-4111	1台
神 居 支 所	旭川市神居2条10丁目2番6号	61-4126	1台
江 丹 別 支 所	旭川市江丹別町中央106番地	73-2111	—
北 野 支 所	上川郡鷹栖町北野西4条1丁目1番31号	87-2131	1台
資 材 セ ン タ ー			
旭正資材センター	旭川市東旭川町旭正36番地2	31-0044	—
永山資材センター	旭川市永山1条19丁目3番5号	48-9600	—
神居資材センター	旭川市神居1条10丁目3番7号	61-4475	—
北野資材センター	上川郡鷹栖町北野西4条1丁目1番31号	59-3880	—
江 丹 別 支 所	旭川市江丹別町中央106番地	73-2111	—
西神居事業支所	旭川市神居町神居古潭44番地の3	72-2031	—
事 故 サ ー ビ ス セ ン タ ー	旭川市豊岡4条1丁目1番18号 (本所内)	39-6011	—
ロ ー ン セ ン タ ー	旭川市豊岡4条1丁目1番18号 (豊岡金融支所内)	86-6100	—
給 油 所			
旭 正 給 油 所	旭川市東旭川町旭正36番地2	31-7342	—
豊 岡 給 油 所	旭川市豊岡4条1丁目1番18号	38-3122	—
神 楽 給 油 所	旭川市神楽5条8丁目1番16号	61-0661	—
江 丹 別 支 所	旭川市江丹別町中央106番地	73-2111	—
西神居事業支所	旭川市神居町神居古潭44番地の3	72-2352	—
北 野 給 油 所	上川郡鷹栖町北野東3条1丁目3番6号	87-3451	—
A コ ー プ			
A コ ー プ 江 丹 別 店	旭川市江丹別町中央106番地	73-2111	—
農産物直売所あさがお永山店	旭川市永山2条19丁目3番11号 (永山基幹支所内)	48-7590	—
江丹別そば処穂の香永山店	旭川市永山2条19丁目3番11号 (永山基幹支所内)	48-7530	—
農産物直売所あさがお神楽店	旭川市神楽5条8丁目1番16号	63-5725	—

⑧共済代理店の状況

区分	氏 名 ま た は 名 称 (商 号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所ま たは事業所の所在地
共済代理店	株 式 会 社 大 谷	旭川市東旭川町共栄225番地5	
	大谷自動車整備工場	旭川市東旭川町共栄287番地	
	株式会社ホクレン油機サービス	旭川市永山2条13丁目1番28号	
	ライオンオートサービス	旭川市豊岡1条3丁目4番12号	
	旭神車輛工業株式会社	旭川市神楽5条12丁目1番8号	
	株式会社末広ボデー	旭川市末広1条9丁目1番29号	
	旭川トヨペット株式会社	旭川市神居8条1丁目1番27号	神 居 店
	旭川トヨペット株式会社	旭川市神居8条1丁目1番27号	営 業 本 部
	株 式 会 社 千 葉 自 工	旭川市永山10条4丁目5番6号	
	今井自動車株式会社	旭川市忠和5条7丁目1番3号	
	有限会社武自動車工業	旭川市江丹別町嵐山207-12	

4. 社会的責任と地域貢献活動

開 示 項 目		開 示 内 容
◆ 全般に関する事項		
■ 協同組織の特性		当組合は、旭川市、鷹栖町一円を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。 当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。 当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。 また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。
	組 合 員 数	17,907人
	出 資 金	2,100百万円
1. 地域からの資金調達の状況		
■ 貯金積金残高		98,917百万円
■ 貯金商品		○主な定期貯金商品 1) 年金特得定期貯金 2) 年金予約定期貯金 3) セカンドライフ応援定期貯金 4) J A共済金定期貯金 5) J Aネットバンク定期貯金

開 示 項 目	開 示 内 容										
2. 地域への資金供給の状況											
■ 貸出金残高	(単位：百万円) <table> <tr> <td>組合員等</td><td>20,904</td></tr> <tr> <td>地方公共団体</td><td>4,060</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,051</td></tr> </table> 貸出金使途別内訳 (単位：百万円) <table> <tr> <td>設備資金</td><td>20,717</td></tr> <tr> <td>運転資金</td><td>5,298</td></tr> </table>	組合員等	20,904	地方公共団体	4,060	その他	1,051	設備資金	20,717	運転資金	5,298
組合員等	20,904										
地方公共団体	4,060										
その他	1,051										
設備資金	20,717										
運転資金	5,298										
■ 制度融資取扱状況	○農業近代化資金 (単位：百万円) <table> <tr> <td>取扱実績</td><td>56</td></tr> </table> 農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化等、農業経営改善に要する資金 ○旭川市農業経営改善資金 (単位：百万円) <table> <tr> <td>取扱実績</td><td>523</td></tr> </table> 農業用施設の改良造成又は取得、農業用機械の取得、農地の取得、土地改良等に要する資金	取扱実績	56	取扱実績	523						
取扱実績	56										
取扱実績	523										
■ 融資商品	○農業関連の各種ローン 1) J Aフルスペックローン 2) J A農業経営ステップアップローン 3) J A営農応援ローン 4) J A畜産等経営資金 ○生活関連等の各種ローン 1) 住宅ローン 2) リフォームローン 3) マイカーローン 4) 教育ローン 5) 多目的ローン 6) 新・賃貸住宅ローン 7) 賃貸住宅リフォームローン										

開 示 項 目	開 示 内 容																	
3. 文化的・社会的貢献に関する事項																		
■ 文化的・社会的貢献に関する事項	○地域行事への参加 ○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援 ○年金相談会の開催 ○日本赤十字社の献血への積極的参加																	
■ 利用者ネットワーク化への取り組み	○年金友の会 <table><tr><th>地区</th><th>組織名</th><th>会員数</th></tr><tr><td rowspan="2">中 央</td><td>あさひかわ農協さつき年金友の会</td><td>55</td></tr><tr><td>あさひかわ農協神楽年金同友会</td><td>50</td></tr><tr><td>神 居</td><td>あさひかわ農協神居基幹支所年金友の会</td><td>66</td></tr><tr><td>北 野</td><td>あさひかわ農協北野支所年金友の会</td><td>43</td></tr><tr><td>永 山</td><td>あさひかわ農協永山年金友の会</td><td>59</td></tr></table> ※活動内容 ゲートボール大会、パークゴルフ大会、温泉湯治等	地区	組織名	会員数	中 央	あさひかわ農協さつき年金友の会	55	あさひかわ農協神楽年金同友会	50	神 居	あさひかわ農協神居基幹支所年金友の会	66	北 野	あさひかわ農協北野支所年金友の会	43	永 山	あさひかわ農協永山年金友の会	59
地区	組織名	会員数																
中 央	あさひかわ農協さつき年金友の会	55																
	あさひかわ農協神楽年金同友会	50																
神 居	あさひかわ農協神居基幹支所年金友の会	66																
北 野	あさひかわ農協北野支所年金友の会	43																
永 山	あさひかわ農協永山年金友の会	59																
■ 情報提供活動	○組合員向け J A 広報誌の発行 ○パンフレット「J A あさひかわご案内」の配布 ○インターネット・F A X 等を通じた組合員等利用者への情報提供																	

5. リスク管理の状況

■リスク管理体制

【リスク管理基本方針】

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、貸出取引については、本所管理部に審査課を設置し、各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②金利リスク、価格変動リスク管理

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方

針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券のリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期点検等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥内部監査の体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善、有効性の検討・評価に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、監査実施計画に基づき実施しています。

監査結果は組合長に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況についての事後確認監査をしています。その後監事に報告しております。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、経営に重大な影響を与える可能性のある事実等については、速やかに適切な措置を講じています。

注1) オフ・バランス	貸借対照表には計上されない帳簿外取引。
注2) A L M	資産・負債を総合的に管理すること。
注3) ポートフォリオ	保有する金融資産の一覧。
注4) リスクヘッジ	相場変動などによる損失の危険を回避すること。

【法令等遵守の体制（コンプライアンスの取り組みについて）】

● 基本方針

- ・ J A の担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行いたします。
- ・ 創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献いたします。
- ・ 関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行いたします。
- ・ 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持いたします。

● 運営体制

法令等を遵守し公正に業務運営を行うことを通じ、経営の健全性を維持し、究極的に社会からの信頼を確保し社会に貢献するために、コンプライアンスを維持・チェックするためにコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、不祥事未然防止取組状況の確認を行っております。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令等遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外理事・監事の登用
- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 女性理事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部監査室の設置
- ・ 法令等の研修会の実施
- ・ 法令等の情報誌の発行
- ・ 経営定期点検の実施

■金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0166-31-0111（月～金 9時から17時））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）

① の窓口または一般法人社団法人JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）

（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記のホームページをご覧ください。か、①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 1 月末における自己資本比率は、11.52%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

・ 普通出資による資本調達額 2,100 百万円（前年度 2,063 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ．業績等

1. 令和6年度における事業の概況

■全体的な概況

依然としてロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の深刻な状況が続き、世界的な商品価格高騰と円安の影響を受け、肥料・飼料などの生産資材や燃油等が高騰・高止まりし、厳しい農業情勢が続いております。

農業を取り巻く環境としては、1999年に制定された「食料・農業・農村基本法」が四半世紀を経て初めての改正となりました。食料安全保障を基本理念の柱と位置づけたうえで、国民一人一人が食料を安定的に入手できることや、食料の価格形成において合理的な費用が考慮されること、食料そのものを生産する段階で環境に影響のある温室効果ガスの発生等を抑えて食料の安定生産が継続的に可能となることを位置づけることが明記されました。

本年の融雪期は平年と比べ1日早い4月6日となり、水稻播種をはじめ各種作業も順調に開始されました。

水稻については、収量基準となる平方メートルあたり稔実粒数が平年を上回り、屑米も少なかったことから収量は平年を上回り、農水省の発表した上川地区の作況指数は104となりました。

畑作物については、生育期間を通じて高温に推移し、生育は平年並〜2日早くなりました。品質については、高温の影響により品目によってバラつきが見られました。

青果物については、夏場の高温等の影響による出荷量の減少と全国的にも品薄状況となったことにより高価格で推移する中、輸送コスト低減や地元量販店での消費宣伝活動及び実需に即した出荷対応により安定供給に努めました。

酪農畜産については、ここ数年の天候不順や高止まりする飼料価格のほか、エネルギー価格の高騰に伴う生産コスト上昇により経営収支の厳しい状況が続いております。

営農指導部門については、農業労働力不足の解消として、農協職員による農作業を対象とした副業や、インターネットを用いた募集による無料職業紹介を拡充しました。また、青年部・女性部等の外郭団体の活動に対するサポートや、国が推進する「みどりの食料システム戦略」に沿った水稻の中干し延長（Jークレジット）の申請の事務手続きを行い農業者の所得向上に努めました。

購買事業については、生産資材部門では予約購買を強化し低コスト資材の推進やドローン受託作業による農作業支援に努めました。燃料部門では、燃料油価格高騰が続き厳しい状況ですが、安価・安定供給に努めるとともに組合員並びに地域利用者への利便性を高めてまいりました。

信用事業については、貯金者の高齢化による預貯金の集約や相続などによる流出が続いておりますが、定期貯金キャンペーンや旭川市基金の落札など残高確保に努めました。また、持続可能な経営基盤の確立強化に向けて、農業・地域における貸出強化に取り組みました。

共済事業については、「安心と満足」に資する「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供するため、対応力の強化を図り、多様なリスクに対する万全な保障提案に取り組みました。

上川中央部4JAの合併協議につきましては、昨年12月に初めて組合員向け説明会を4JA共通で実施し、合併実現に向けて理解醸成を図るとともに、組合員各位から数多くの意見や要望を承りました。

今期決算は、組合員皆様のご理解と事業の積極的な利用により剰余金は当初計画を上回ることができましたこと、心より感謝を申し上げますとともに、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和6年度の概況報告といたします。

■信用事業

貯金は、定期貯金キャンペーンやJAバンクアプリプラスの導入による更なる利便性向上を顧客へ周知し、多様化するニーズへの対応に努めましたが、貯金者の高齢化による預貯金の集約や相続による流出、また国内金利上昇における高金利商品への切り替えなどもあり、計画を下回る結果となりました。

貸出金は、農業・地域における農業資金やJAバンクローン等の貸出強化に取り組みましたが、計画を下回る結果となりました。

余裕金のうち、預金は計画を上回りました。

■共済事業

共済事業は、組合員・利用者の皆様一人ひとりに“寄り添い”「安心と満足」に資する「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供するため、渉外担当者の機能再編とスマイルサポーターによる窓口相談機能の強化を図り、ライフステージに点在するリスクや近年多発する自然災害のリスクなど多様なリスクに対する万全な保障提案に取り組みました。

依然としてJA共済を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、短期共済掛金は計画を上回るものの長期共済の取扱高は計画を下回りました。

■指導事業

組合員の農業所得の増大・生産基盤の確立のため、各種方策に取り組みました。

「みどりの食料システム戦略」の推進に向けた環境負荷低減の取り組みとして、水稻の中干し延長（Jークレジット）を各地区の制度説明会を経て、TACチームと連携して中干しのタイミングや写真撮影の指導を進め、組合員の事業申請の補助を行いました。

新規就農対策では、地域農業者・行政が協力して新規就農希望者3名に農業研修を行いました。また、令和6年度は、農業研修を完了した2名が就農となりました。

担い手対策では、農業労働力不足を解消するため農協が無料職業紹介所として農業ヘルパーを紹介、農協職員による農作業の副業、農福連携それぞれを拡充することができ、組合員に幅広くサポートを行いました。

各種外郭団体活動や地域貢献・食農教育も精力的に活動しています。青年部は自ら作っ

たお米とさつまいもを、農協・行政など関係機関や一般参加者を含めた審査員に好みの味を選んでもらうコンテスト「A-1 フェスティバル」を開催し、女性部は新たな地域新興作物として注目を集めているさつまいもを部員が作付けし、農協・行政と協力してPR活動を実施しました。また、子ども食堂に農産物直売所あさがおより食材の提供を行うなど、組合員と農協の連携により、地産地消・地域振興に貢献することができました。

■生産販売事業

水 稲

水稻の播種作業及び移植作業は平年並に行われました。5月中旬に移植したほ場では好天により活着は良好でしたが、下旬に移植したほ場では強風と低温により一部で葉先枯れや葉色の退色が見られました。分げつは5月下旬の低温日照不足によりやや遅れたものの、6月上旬から中旬にかけて高温多照で推移したことから、当初遅れていた分げつは旺盛となり、幼穂形成期は平年並みとなりました。

7月上旬の高温多照により生育はやや早まり、出穂期は平年に比べ1日程度早くなりました。8月の気温は高く推移し、登熟は順調に進み、成熟期は平年に比べ5日程度早くなり、収穫作業は平年より早く8月29日から始まりました。

収量は、稔実粒数が平年を上回り、屑米も少なく農水省の発表した上川地区作況指数は「104」となりました。玄米品質は、青未熟粒、乳白粒、胴割粒などの発生は少なく、整粒歩合が高かったことから品質は良好となり、タンパク値は平年並みに推移しました。

出荷数量は、238,806.5俵で出荷申込数量230,052俵の103.8%となりました。

販売面においては、生産者の所得を最大限確保するため、付加価値栽培における「JAあさひかわ米の強み」を生かした販売展開と、上川ライスターミナル施設調整のメリットを生かし、「安全・安心」な米の安定供給を図り、特徴のある米の販路拡大、実需ニーズに沿った用途別販売の推進に取り組みました。

更には、クリーン農業として「特別栽培米」や「YES! clean 米」の作付拡大を推進し、「安全・安心」な生産工程管理としてGAP導入推進へ継続的に取り組み、14農場でのAS I A G A P団体認証の維持・更新、10農場がJ G A P個人認証の維持・更新をされました。

農 産

畑作物は、播種が総じて平年より遅れたものの生育期間を通じて高温に推移し、生育は平年並～2日早くなりました。

秋まき小麦は、雪腐病の発生は少なく概ね順調な生育となりました。穂数は平年よりやや少なくなりましたが、適切な追肥や栽培管理により平年より多収となりました。また、製品歩留まりは概ね高く、1等比率は79%でした。

春まき小麦は、播種期が平年より4日遅れでしたが、播種後の好天により出芽は良好でした。その後も高温により出穂期は平年より2日早くなりましたが、莖数確保が劣り、製

品収量は平年を下回り品質は平年並でした。

そばは、7月下旬の豪雨による冠浸水と高温の影響による結実不良により、収量は平年反収の9割程度となりました。前年大発生した雑草イヌホオズキによる汚損は、収穫を早めたことにより被害は軽減されました。

白大豆は、播種期が平年より6日遅れで、出芽期も6日遅れでしたが出芽の揃いは良好でした。6月2半旬以降の高温により生育が早まりましたが、開花期は平年より4日遅くなりました。開花・莢伸長以降も高温が続く収穫作業は平年より3日早く終了しました。品種をユキホマレRに切替えたことからダイズシストセンチュウの被害が少なく、収量は平年よりやや良でした。

黒大豆は、白大豆と同様に播種が遅れましたが、順調に生育し開花期は平年並となり、収穫は平年より早く終了し収量は平年よりやや良となりました。品質は一部シワが見られましたが、一昨年発生した皮切れは少ない傾向となっています。

青 果

春先は融雪が順調に進みましたが、6月下旬の気温の低下により果菜類中心に緩慢な生育で推移しました。その後、夏場においては高温が続く葉菜類の発芽不良及び果菜類の着果不良や日焼け症状の発生を受けて出荷量の減少となりました。

販売面では、全国的な高温・干ばつ等の影響により品薄状況から高価格で推移する中、札幌・関西方面における量販店での産地宣伝活動及び旭川市内量販店での消費拡大活動、並びに選別作業の省力化による実需に即した出荷対応等、有利販売に繋げ販売実績については計画対比102.3%の実績となりました。

新規作物としては、シャインマスカットの栽培試験継続と、さつまいもの作付拡大及び栽培技術向上を普及センター・旭川市農業センター・上川農業試験場と連携し取り進めました。

生産面では、旭川市の園芸作物施設等整備導入支援事業を活用して高収益作物の生産に使用する農業機械等の導入や暑熱対策資材及び自動散水システム等の導入をしました。また、青果連GAPによる農業事故未然防止に努め「安全・安心」な青果物の生産と「信用・信頼」される産地づくりに取り組みました。

農産物直売所

農産物直売所あさがおでは、新鮮で「安全・安心」な旭川・鷹栖産農産物及び農畜産加工品を地域消費者の皆様に提供できるよう、栽培履歴書の記帳と保管・残留農薬自主検査の実施に取り組みました。

J Aあさひかわ産農畜産物及び農産物直売所あさがおの知名度向上と消費拡大に向けた取り組みとして地域の祭事に合わせたイベントや、あさがお運営協議会と連携した販売会、旭川市役所新庁舎や旭川厚生病院にて出向く直売所を定期的を開催いたしました。特に旭川市役所では特別栽培米やYES! clean を取得した米・野菜の販売を実施してクリーン農産物のPRを行いました。

地域貢献活動として、こども食堂へ新米や野菜の提供を行いました。

販売事業については、J Aあさひかわ米・甘酒等加工品の取引拡大を目的として道央・

道北・道東方面への販売推進や、旭川で開催の卸売キャラバン隊商談会に参加し、J Aあさひかわ産黒大豆の新規契約を行いました。また、旭川市役所新庁舎食堂でY E S ! clean米ななつぼしを採用していただき、消費拡大と同時に多くの旭川市民の皆様へJ Aあさひかわ米をP Rすることができました。

江丹別そば処穂の香では、自然雪蔵熟成そばの提供や新そばフェアを開催し、そばの普及活動及び地産地消の拡大に取り組みました。

また、生産者と職員が「J Aあさひかわ」の農産物を使用した新商品の企画開発・販売、メディアを活用しJ Aあさひかわ農産物の認知度向上を図ることを目的とした商品開発チーム「A B C L a b .」にて、J Aあさひかわ産黒大豆を使用した「黒い恋人キーマカレー」を発売し、黒大豆ブランド「黒い恋人」のP Rと消費拡大に繋げることができました。

※「ABC Lab.」とはJAASAHIKAWA BRAND CREATIVE LABORATORY の略

畜 産

○生 乳

本年の粗飼料収穫期は好天が続かず断続的な降雨により適期収穫ができず厳しい年となりましたが、地域内需給マッチングを行うことにより必要な粗飼料を供給することができました。

また、抑制出荷の影響と数年続いた猛暑からの回復や、粗飼料分析の実施推進により前年数量対比101.1%の乳量となりました。

○畜肉牛

肉用牛については、消費者の節約志向の高まりから枝肉価格が低迷する一方、生産コストの高止まりが長期化する中で、素牛価格が大きく下落しており、肥育・素牛ともに生産者にとって所得確保が非常に厳しい状況が続きました。相場の動向を把握し適期出荷の推進に取り組みました。

乳用牛については補助事業や生産抑制に対応した結果、ホルスタインの授精が減少しております。

○鶏 卵

日本各地で高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、各地の発生状況を注視し対応することで、タマゴの流通や価格に大きな影響は出ませんでした。

■保管事業

「売れる米づくり対策」としてR T前低温農業倉庫を有効活用し、上川ライスターミナル利用効率化に向けた半乾粳の仮置きをはじめ、玄米の一時預かりなど保管数量の確保に努めました。

事業全体では、計画対比108.1%の実績となりました。

■利用事業

利用事業全体では、計画対比114.7%と計画を上回る結果となりました。

■ 購買事業

■ 生産資材

組合員の資材コスト低減と安定供給を目指し、予約購買を基本とした各種取りまとめ推進をTACと連携して取り組みました。

事業全体では、農薬や農機具などの取扱増加により計画対比104.6%の実績となりました。

■ 生活物資

Aコープ江丹別店では、ライフライン店舗として、地域の食を守り安心して喜ばれる店舗づくりに取り組みました。

本年度取扱実績は、計画対比94.0%の実績となりました。

■ 燃 料

組合員に対する営農・生活用燃料の安定供給と地域の暮らしを支える燃料供給拠点の役割を目指す店舗づくりに取り組みました。

事業全体では燃料油取扱増加により計画対比110.8%の実績となりました。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	5,079	5,229	4,660	4,613	4,980
信 用 事 業 収 益	750	712	665	661	659
共 済 事 業 収 益	349	343	330	307	315
農 業 関 連 事 業 収 益	2,471	2,446	1,806	1,804	2,007
そ の 他 事 業 収 益	1,509	1,728	1,858	1,841	2,000
経 常 利 益	201	212	211	188	194
当 期 未 処 分 剰 余 金 (当 期 剰 余 金)	198 (167)	173 (133)	176 (81)	208 (145)	201 (161)
出 資 金	2,016	2,034	2,027	2,063	2,100
出 資 口 数	4,032,263	4,067,958	4,054,526	4,126,648	4,200,824
純 資 産 額	5,086	5,191	5,154	5,287	5,417
総 資 産 額	108,009	106,882	106,530	106,334	106,817
貯 金 等 残 高	100,477	99,335	98,978	98,566	98,917
貸 出 金 残 高	20,226	22,201	24,317	25,817	26,015
有 価 証 券 残 高	-	-	-	-	-
剰 余 金 配 当 金 額	54	58	60	62	65
出 資 配 当 の 額	20	24	23	24	24
事業利用分量配当の額	34	34	37	38	40
職 員 数	209人	191人	177人	180人	195人
単 体 自 己 資 本 比 率	10.11%	10.33%	10.41%	11.04%	11.52%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

注3) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類(2期分)

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	95,129	95,483	1 信用事業負債	98,885	99,077
(1) 現金	431	480	(1) 貯金	98,566	98,917
(2) 預金	68,638	68,693	(2) 借入金	1	1
系統預金	68,464	68,533	(3) その他の信用事業負債	316	157
系統外預金	174	159	未払費用	22	57
(3) 貸出金	25,817	26,015	その他の負債	294	100
(4) その他の信用事業資産	341	354	(4) 債務保証	2	2
未収収益	326	335	2 共済事業負債	351	318
その他の資産	15	19	(1) 共済資金	220	190
(5) 債務保証見返	2	2	(2) 未経過共済付加収入	128	127
(6) 貸倒引当金	△ 100	△ 61	(3) 共済未払費用	2	1
2 共済事業資産	1	1	(4) その他の共済事業負債	0	0
(1) その他の共済事業資産	1	1	3 経済事業負債	719	825
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	(1) 経済事業未払金	499	440
3 経済事業資産	966	1,080	(2) 経済受託債務	138	273
(1) 経済事業未収金	370	386	(3) その他の経済事業負債	81	112
(2) 経済受託債権	272	344	前受収益	55	79
(3) 棚卸資産	277	249	その他の負債	26	33
購買品	270	240	4 設備借入金	253	229
その他の棚卸資産	7	9	5 雑負債	255	373
(4) その他の経済事業資産	50	102	(1) 未払法人税等	20	23
未収収益	14	12	(2) リース債務	51	143
その他の資産	37	90	(3) その他の負債	185	207
(5) 貸倒引当金	△ 2	△ 1	6 諸引当金	158	153
4 雑資産	294	262	(1) 賞与引当金	13	13
(1) 組勘未決済勘定	37	10	(2) 退職給付引当金	123	121
(2) その他の雑資産	342	336	(3) 役員退職慰労引当金	23	19
(3) 貸倒引当金	△ 86	△ 83	7 再評価に係る繰延税金負債	426	426
5 固定資産	4,751	4,797	負債の部合計	101,047	101,401
(1) 有形固定資産	4,742	4,789	(純 資 産 の 部)		
建物	4,020	4,041	1 組合員資本	4,370	4,501
構築物	190	190	(1) 出資金	2,063	2,100
機械装置	313	312	(2) 利益剰余金	2,326	2,426
車輛運搬具	63	63	利益準備金	812	841
工具器具備品	208	208	その他利益剰余金	1,514	1,585
土地	3,763	3,761	税効果積立金	52	52
リース資産	331	433	農業基盤強化積立金	244	244
減価償却累計額	△ 4,145	△ 4,219	経営基盤強化積立金	1,009	1,087
(2) 無形固定資産	9	8	当期未処分剰余金	208	201
6 外部出資	5,141	5,143	(うち当期剰余金)	(145)	(161)
(1) 外部出資	5,141	5,143	(3) 処分未済持分	△ 18	△ 25
系統出資	4,820	4,820	2 評価・換算差額等	916	915
系統外出資	205	208	(1) その他有価証券評価差額金	2	2
子会社等出資	116	116	(2) 土地再評価差額金	915	913
7 繰延税金資産	51	51	純資産の部合計	5,287	5,417
資産の部合計	106,334	106,817	負債・純資産の部合計	106,334	106,817

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	1,390	1,403	(9) 保管事業収益	67	76
事業収益	4,566	4,932	(10) 保管事業費用	24	28
事業費用	3,176	3,529	保管事業総利益	42	48
(1) 信用事業収益	661	659	(11) 利用事業収益	332	364
資金運用収益	594	611	(12) 利用事業費用	312	342
(うち預金利息)	(1)	(15)	利用事業総利益	20	22
(うち受取奨励金)	(313)	(311)	(13) 指導事業収入	71	77
(うち貸出金利息)	(256)	(265)	(14) 指導事業支出	44	53
(うちその他受入利息)	(24)	(20)	指導事業収支差額	27	24
役務取引等収益	38	39	2 事業管理費	1,285	1,297
その他経常収益	29	9	(1) 人件費	976	980
(2) 信用事業費用	193	198	(2) 業務費	97	93
資金調達費用	22	62	(3) 諸税負担金	47	46
(うち貯金利息)	(15)	(57)	(4) 施設費	156	167
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)	(5) その他事業管理費	8	11
(うち借入金利息)	(6)	(5)	事業利益	105	106
役務取引等費用	16	16	3 事業外収益	141	145
その他事業直接費用	0	-	(1) 地域活性化事業収益（賃貸料）	77	84
その他経常費用	155	119	(2) 施設利用料	3	2
(うち貸倒引当金繰入額)	(5)	(-)	(3) 受取雑利息	0	0
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△39)	(4) 受取出資配当金	52	53
信用事業総利益	468	461	(5) 償却債権取立益	2	1
(3) 共済事業収益	307	315	(6) 雑収入	6	6
共済付加収入	290	294	4 事業外費用	58	56
その他の収益	17	21	(1) 地域活性化事業費用（賃貸原価）	48	52
(4) 共済事業費用	23	25	(2) 支払雑利息	2	2
共済推進費	12	14	(3) 寄付金	0	0
共済保全費	10	11	(4) 貸倒引当金戻入益（事業外）	△ 2	△ 3
その他の費用	0	0	(5) 雑損失	10	5
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	経常利益	188	194
共済事業総利益	285	290	5 特別利益	46	2
(5) 購買事業収益	2,750	3,046	(1) 固定資産処分益	45	0
購買品供給高	2,629	2,939	(2) 一般補助金	1	2
購買手数料	26	23	6 特別損失	47	2
その他の収益	95	84	(1) 固定資産処分損	0	0
(6) 購買事業費用	2,415	2,720	(2) 固定資産圧縮損	1	2
購買品供給原価	2,298	2,591	(3) その他の特別損失	46	0
その他の費用	117	129	税引前当期利益	186	194
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	法人税・住民税及び事業税	30	34
購買事業総利益	336	326	法人税等調整額	11	△0
(7) 販売事業収益	424	444	法人税等合計	41	33
販売手数料	140	150	当期剰余金	145	161
農産物直売所収益	200	208	当期首繰越剰余金	38	39
その他の収益	84	86	税効果積立金取崩額	15	0
(8) 販売事業費用	211	212	土地再評価差額取崩額	10	1
農産物直売所費用	143	147			
その他の費用	69	64			
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(-)			
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△0)			
販売事業総利益	213	232	当期未処分剰余金	208	201

■剰余金処分計算書

(単位：百万円、%)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	208	201
2 剰余金処分類	169	128
(1) 利益準備金	29	33
(2) 任意積立金	78	30
(3) 出資配当金	24	24
(4) 事業分量配当金	38	40
3 次期繰越剰余金	39	73

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和5年度	1.2%	令和6年度	1.2%
-------	------	-------	------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和5年度	7 百万円	令和6年度	8 百万円
-------	-------	-------	-------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

任 意 積 立 金 の 概 要			
種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準
税 効 果 積 立 金	①繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出 ②税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出 ③上記①から②に類する支出	繰延税金資産の金額に相当する額を限度として積み立てるものとする。	積立目的の①から③の事由が発生したときは、理事会に付議したうえで取り崩すものとする。
農業基盤強化積立金	組合員が安心して農業経営を維持し、組合員の農業生産性を高め、組合員と組合がともに経営の安全性を確保するため、また農畜産物の生産販売に係るリスク等によって発生する臨時支出のため。	出資金の総額の20%を積立目標額とする。	次の支出が発生した場合には、理事会の決議によって取り崩す。 ①農業政策の変更に伴い作目の見直しなどに伴い組合の施設投資が必要となった場合の支出 ②農作業受委託に係る支出 ③新規就農者に対する支援事業対策に係る支出 ④農地流動化対策に対する支出 ⑤農業の構造改革によって発生する損失に対する支出 ⑥農畜産物の生産販売に係る残留農薬及びコンタミ等の損害によって、発生する損失に対する支出 ⑦その他上記①～⑥に類似する支出
経営基盤強化積立金	政策や会計基準の変更に伴う経営リスク支出、訴訟等に伴う費用や損害賠償義務に伴う損失、将来一定程度発生が見込まれる臨時の支出によって発生する経営危機を回避するため。	出資金の総額の60%を積立目標額とする。	次の支出が発生した場合には、理事会の決議によって取り崩す。 ①会計制度の変更に伴って、損失が発生する場合には会計制度変更の初年度において発生した損失または未処理欠損金相当額のいずれか低い額 ②金融検査マニュアルなど検査・監査基準の変更によって発生した臨時の損失及び金利変動リスクに対応する支出 ③経営環境の変化によって、合理化・施設統廃合及び固定資産の減損損失などを行う必要に至ったときの臨時の損失 ④当組合に損害賠償金など（諸経費や利息等を含む）の負担が生じた場合、その費用に対応する支出 ⑤農林年金制度完了に伴う一括費用処理の必要性が生じた場合、その費用に対応する支出 ⑥北海道米共同販売基金の取崩に伴う費用処理の必要性が生じた場合、その費用に対応する支出 ⑦上記①～⑥までに準じる損失

■令和5年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

〔市場価格のない株式等〕

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②その他の棚卸資産（貯蔵品）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業（農業関連・生活・給油）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は

利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び給油手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権または経済受託債務に計上しております。

2. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 188 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計

算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 52 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 ー百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,036 百万円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額
建 物	899
構 築 物	17
機 械 装 置	32
車 輜 運 搬 具	23
工 具 器 具 備 品	66
合 計	1,036

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 54 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 196 百万円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 28 百万円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 記載すべき金額はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたものの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたものの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの

の額及びその合計額

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は90百万円、危険債権額は51百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額

(①及び②の合計額)は142百万円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地再評価法により、再評価を行った土地の再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価を行った年月日

平成14年1月31日

② 再評価の方法

固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しました。

③ 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,576百万円

5. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	75百万円
うち事業取引高	68百万円
うち事業取引以外の取引高	7百万円
子会社等との取引による費用総額	66百万円
うち事業取引高	26百万円
うち事業取引以外の取引高	40百万円

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、施設投資に伴い同連合会より設備借入をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が174百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	68,638	68,593	△ 45
貸出金	25,817		
貸倒引当金（※1）	△ 100		
貸倒引当金控除後	25,717	25,838	121
経済事業未収金	370		
貸倒引当金（※2）	△ 1		
貸倒引当金控除後	369	369	-
外部出資	3	3	-
資産計	94,727	94,803	76
貯金	98,566	98,460	△ 106
借入金（※3）	254	254	-
経済事業未払金	499	499	-
負債計	99,320	99,213	△ 106

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（※3）借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金253百万円を含めております

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資 産】

イ 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実

行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ 外部出資

株式は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※)	5,138

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	68,638	-	-	-	-	-
貸出金(※1,2)	2,496	1,699	1,635	1,496	1,364	17,108
経済事業未収金	370	-	-	-	-	-
合 計	71,504	1,699	1,635	1,496	1,364	17,108

(※1)貸出金のうち、当座貸越 199 百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めております。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 19 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	80,784	6,946	9,645	545	646	-
借入金	1	1	-	-	-	-
設備借入金	24	24	24	24	23	133
合 計	80,809	6,971	9,670	569	669	133

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① 其他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1	3	2

なお、上記評価差額から繰延税金負債 1 百万円を差し引いた額 2 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△125 百万円	
①退職給付費用	△39 百万円	
②退職給付の支払額	11 百万円	
③特定退職金共済制度への拠出金	30 百万円	
調整額合計	2 百万円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△123 百万円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①退職給付債務	△567 百万円	
②特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	444 百万円	
③未積立退職給付債務	△123 百万円	①+②
④貸借対照表計上額純額	△123 百万円	
⑤退職給付引当金	△123 百万円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	39 百万円
-----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費 (うち福利厚生費) には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合 (存続組合) が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 12 百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、103 百万円となっております。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	9 百万円
貸倒損失	7 百万円
賞与引当金	4 百万円
退職給付引当金	34 百万円
役員退職慰労引当金	6 百万円
減損損失否認額	2 百万円
減価償却超過額	5 百万円
その他	6 百万円
繰延税金資産小計	74 百万円
評価性引当額	△21 百万円
繰延税金資産合計 (A)	52 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△1 百万円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	51 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.94%
事業分量配当金	△5.68%
住民税均等割・事業税率差異等	1.43%
評価性引当額の増減	0.41%
そ の 他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.23%

10. 賃貸等不動産関係

旭川市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和5年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は29百万円（賃貸収益は地域活性化事業収益（賃貸料）に、主な賃貸費用は地域活性化費用（賃貸原価）に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,518	△ 11	1,507	808

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期減少額のうち、主な減少額は減価償却費（△11百万円）であります。

（注3）当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

〔市場価格のない株式等〕

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②その他の棚卸資産（貯蔵品）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び

購買事業（農業関連・生活・給油）

・販売事業

・保管事業

- ・利用事業

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

(7) 記載金額の端数処理

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び給油手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権または経済受託債務に計上しております。

(1) 貸倒引当金

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

①当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 52 百万円

41

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 ー百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,029 百万円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額
建 物	893
構 築 物	17
機 械 装 置	32
車 輜 運 搬 具	22
工 具 器 具 備 品	66

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 45 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 195 百万円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 19 百万円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 記載すべき金額はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたものの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 62 百万円、危険債権額は 44 百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及

びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額(①及び②の合計額)は106百万円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地再評価法により、再評価を行った土地の再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価を行った年月日

平成14年1月31日

② 再評価の方法

固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しました。

③ 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,596百万円

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	70百万円
うち事業取引高	62百万円
うち事業取引以外の取引高	7百万円
子会社等との取引による費用総額	60百万円
うち事業取引高	25百万円
うち事業取引以外の取引高	34百万円

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、施設投資に伴い同連合会より設備借入をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が89百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	68,693	68,460	△ 233
貸出金	26,015		
貸倒引当金（※1）	△ 61		
貸倒引当金控除後	25,955	25,727	△ 227
経済事業未収金	386		
貸倒引当金（※2）	△ 1		
貸倒引当金控除後	386	386	0
外部出資	3	3	0
資産計	95,036	94,576	△ 460
貯金	98,917	98,514	△ 403
借入金（※3）	230	229	△ 1
経済事業未払金	440	440	0
負債計	99,587	99,183	△ 404

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（※3）借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金229百万円を含めております

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ 外部出資

株式は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※)	5,140

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	68,693	-	-	-	-	-
貸出金(※1. 2)	2,390	1,722	1,611	1,499	1,066	17,389
経済事業未収金	386	-	-	-	-	-
合 計	71,469	1,722	1,611	1,499	1,066	17,389

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 158 百万円については「1 年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 17 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	76,919	7199	11055	487	3257	-
借入金	1	-	-	-	-	-
設備借入金	24	24	24	23	22	111
合 計	76,944	7,223	11,079	515	3,280	111

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しております。

6. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1	3

なお、上記評価差額から繰延税金負債百万円を差し引いた額 2 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△123 百万円	
①退職給付費用	△41 百万円	
②退職給付の支払額	15 百万円	
③特定退職金共済制度への拠出金	<u>29 百万円</u>	
調整額合計	2 百万円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△121 百万円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①退職給付債務	△532 百万円	
②特定退職金共済制度（J A 全国共済会）	<u>410 百万円</u>	
③未積立退職給付債務	△121 百万円	①+②
④貸借対照表計上額純額	△121 百万円	
⑤退職給付引当金	△121 百万円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	41 百万円
-----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11 百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、92 百万円となっております。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3 百万円
貸倒損失	5 百万円
賞与引当金	4 百万円
退職給付引当金	34 百万円
役員退職慰労引当金	5 百万円
減損損失否認額	2 百万円
減価償却超過額	5 百万円
その他	7 百万円
繰延税金資産小計	<u>64 百万円</u>
評価性引当額	<u>△12 百万円</u>
繰延税金資産合計 (A)	52 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△百万円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△百万円</u>
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	<u>51 百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.83%
事業分量配当金	△5.76%
住民税均等割・事業税率差異等	1.38%
評価性引当額の増減	△4.73%
そ の 他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.09%

9. 賃貸等不動産関係

旭川市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和6年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は32百万円（賃貸収益は地域活性化事業収益（賃貸料）に、主な賃貸費用は地域活性化費用（賃貸原価）に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,507	65	1,572	876

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期増加額のうち、主な増加は新規賃貸契約による資産の増加であります。

（注3）当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 部門別損益計算書

【令和5年度】

(令和5年2月1日から令和6年1月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	販 売				資材	保管	利用	生活その他事業			営農指導事業	共通管理費等
					米穀・農産・青果のうち青果	計		畜産				給油所	生活店舗			
事業収益①	4,613	661	307	1,733	69	415	9	910	67	332	1,841	1,745	96	71		
事業費用②	3,223	193	23	1,297	43	206	6	749	24	312	1,666	1,582	84	44		
事業総利益③	1,390	468	285	436	26	209	4	161	42	20	175	163	12	27		
事業管理費④	1,285	411	252	379	20	160	2	161	37	18	150	139	12	92		
人件費	976	319	196	265	13	132	1	102	15	14	116	107	9	80		
業務費	97	33	18	30	2	10	0	16	2	1	11	10	1	5		
諸税負担金	47	13	8	19	1	6	0	8	4	1	4	4	0	2		
施設費	156	43	28	62	3	12	0	33	15	2	18	17	1	4		
うち減価償却費⑤	61	13	7	28	2	7	0	9	11	1	11	11	0	2		
その他事業管理費	8	3	2	3	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0		
各事業管理費のうち配分された共通管理費⑥		111	69	102	6	33	1	53	11	4	29	27	2	18	△ 328	
うち減価償却費⑦		3	2	3	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	△ 9	
事業利益⑧	105	57	32	57	6	49	2	0	5	2	24	24	0	△ 65		
事業外収益⑨	141	49	29	42	2	14	0	22	5	2	13	12	1	8		
うち共通分の配分⑩		46	29	42	2	14	0	22	5	2	12	11	1	8	△ 137	
事業外費用⑪	58	19	12	18	1	6	0	9	3	1	5	5	0	4		
うち共通分の配分⑫		19	12	17	1	6	0	9	2	1	5	4	0	3	△ 55	
経常利益⑬	188	87	49	82	8	57	2	13	7	3	32	32	0	△ 62		
特別利益⑭	46	15	10	14	1	5	0	7	2	1	4	4	0	3		
うち共通分の配分⑮		15	10	14	1	5	0	7	2	1	4	4	0	3	△ 46	
特別損失⑯	47	16	10	15	1	5	0	8	2	1	4	4	0	3		
うち共通分の配分⑰		16	10	15	1	5	0	8	2	1	4	4	0	3	△ 47	
営農指導事業配分前税引当期利益⑱	186	86	49	81	8	57	2	13	7	3	32	31	0	△ 62		
営農指導事業分の配分⑲		22	14	20	1	7	0	11	2	1	6	5	0	△ 62		
営農指導事業配分後税引当期利益⑳	186	64	35	61	7	50	2	3	5	2	26	26	0	0		

【令和6年度】

(令和6年2月1日から令和7年1月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	販 売			資材	保管	利用	生活その他事業			営農指導事業	共通管理費等
					米穀・農産・青果のうち青果	畜産	計				給油所	生活店舗			
事業収 益 ①	4,980	659	315	1,930	72	436	7	1,046	76	364	2,000	1,911	89	77	
事業費 用 ②	3,577	198	25	1,472	46	207	5	891	28	342	1,829	1,750	79	53	
事業総 利 益 ③	1,403	461	290	458	26	229	3	156	48	22	170	161	9	24	
事業管 理 費 ④	1,297	423	252	378	22	163	3	159	36	17	149	137	12	95	
人件費	980	326	194	263	15	132	2	101	14	14	113	104	9	84	
業務費	93	32	18	28	2	10	0	15	2	1	11	10	1	5	
諸税負担金	46	14	8	19	1	6	0	8	4	1	4	4	0	2	
施設費	167	48	30	64	3	14	0	33	15	2	21	19	1	4	
うち減価償却費⑤	68	17	6	30	3	9	0	9	10	1	13	12	1	2	
その他事業管理費	11	4	2	3	0	1	0	2	0	0	1	1	0	1	
各事業管理費のうち配分された共通管理費⑥		113	70	98	6	33	1	51	10	3	27	26	2	16	△ 324
		うち減価償却費⑦	2	2	2	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0
事業利 益 ⑧	106	38	38	79	4	66	0	△ 3	13	4	21	24	△ 3	△ 71	
事業外 収 益 ⑨	145	51	31	43	3	14	0	23	5	2	12	12	1	7	
うち共通分の配分⑩		50	31	43	3	14	0	23	5	2	12	11	1	7	△ 144
事業外 費 用 ⑪	56	19	12	17	1	5	0	8	2	1	5	5	0	4	
うち共通分の配分⑫		19	12	16	1	5	0	8	2	1	5	4	0	3	△ 54
経常利 益 ⑬	194	70	57	106	6	75	0	11	15	5	28	30	△ 2	△ 68	
特別利 益 ⑭	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち共通分の配分⑮		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 2
特別損 失 ⑯	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち共通分の配分⑰		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 2
営農指導事業配分前配 引 前 期 利 益 ⑱	194	70	57	106	6	75	0	11	15	5	28	30	△ 2	△ 68	
営農指導事業分の配分⑲		25	15	21	1	7	0	11	2	1	6	6	0	△ 68	
営農指導事業配分後税 引 前 期 利 益 ⑳	194	45	42	84	4	68	0	△ 1	13	5	22	25	△ 2		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

(人頭割(正職員のみ)＋人件費、減価償却費を除いた事業管理費割)の平均値により算出

(2)営農指導事業

(1)により算出した割合から営農指導事業を除いた割合を100%に換算して算出

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和5年度	共通管理費等	33.83	21.02	30.92	8.69	5.54	100
	営農指導事業	35.82	22.25	32.73	9.20		100
令和6年度	共通管理費等	34.84	21.44	30.19	8.45	5.08	100
	営農指導事業	36.70	22.59	31.81	8.90		100

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共有資産
事業別の資産	106,817	95,483	1	853	228	0	10,252
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	106,817 (4,797)	99,055 (4,448)	2,199 (99)	3,948 (177)	1,094 (49)	521 (23)	

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

①貸出運営の考え方

当ＪＡでは、農家生活の向上や農業生産力の増強など農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出を行っております。

貸付にあたっては、皆様からお預かりした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけに偏らないように一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。

また、併せて地域の皆様の生活にお役に立つよう積極的に資金貸出の推進を行ってまいります。

②ＪＡバンクシステムについて

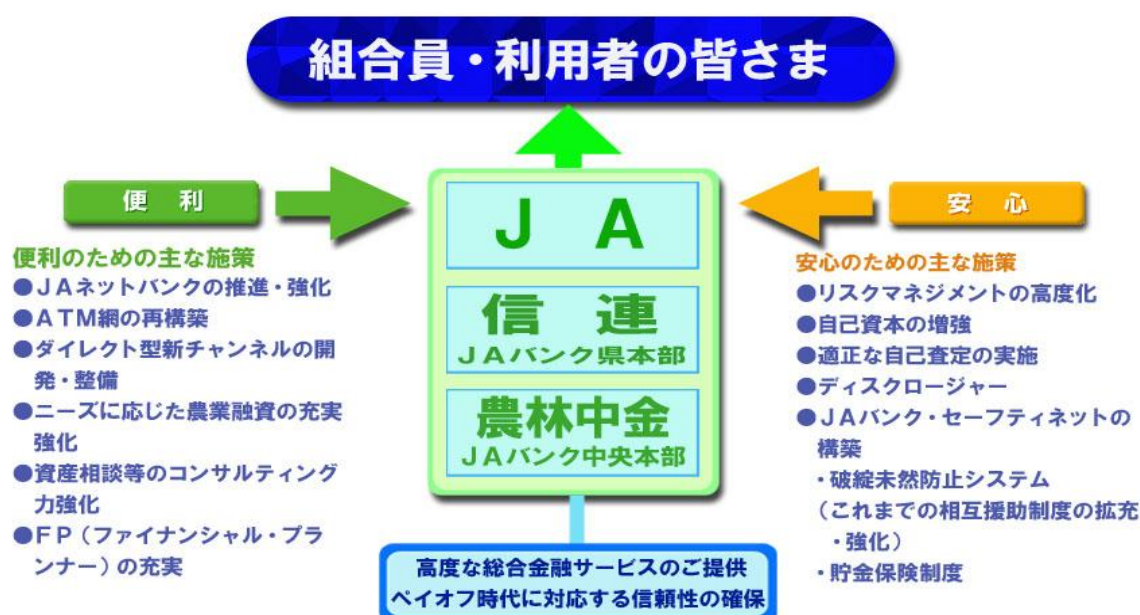
ＪＡバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なＪＡバンクになるため、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、ＪＡバンク法に基づいて、実質的に「ひとつの金融機関」として活動していく新たな取組のことです。

このＪＡバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進め、組合員・利用者の皆さまの満足度をより高めていきます。

※ ＪＡバンク法（再編強化法）・・・ＪＡバンクシステムが確実に機能し、ＪＡバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏付けとして整備された法律です。

※ ひとつの金融機関・・・・・・ＪＡバンクはＪＡバンク会員（ＪＡ・都道府県段階での信連・農林中央金庫）で構成されるグループ名です。ＪＡバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆様に、より身近でより便利なメインバンクとなることを目指して参ります。

ＪＡバンクシステム



2. 信用事業の状況

■利益総括表

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	572	549	△ 23
役務取引等収支	22	23	1
その他信用事業収支	△ 126	△ 111	15
信用事業粗利益	595	572	△ 23
信用事業粗利益率	0.63%	0.60%	△0.03%
事業粗利益	1,500	1,508	8
事業粗利益率	1.42%	1.42%	0.00%
事業純益	213	211	△ 2
実質事業純益	216	211	△ 5
コア事業純益	216	211	△ 5
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	216	211	△ 5

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)
+金銭の信託運用見合費用]

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	93,974	595	0.63%	94,376	604	0.64%
うち預金	68,743	339	0.49%	67,953	339	0.50%
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	25,231	256	1.01%	26,423	265	1.00%
資金調達勘定	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
うち貯金・定期積金	98,891	21	0.02%	99,151	62	0.06%
うち借入金	97,685	15	0.02%	98,177	57	0.06%
	1,206	6	0.50%	974	5	0.51%
総資金利ざや			0.16%			0.15%

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り+経費率)]

注2) 経費率は、次の算式より計算しております。

[信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高×100]

■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	△ 3	17
う ち 預 金	△ 18	8
う ち 有 価 証 券	-	-
う ち 貸 出 金	15	9
支 払 利 息	3	-
うち貯金・定期積金	-	-
うち譲渡性預金	-	-
う ち 借 入 金	3	-
差 引	△ 6	17

注) 増減額は前年度対比です。

■利益率

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18%	0.18%	0.00%
資 本 経 常 利 益 率	3.80%	3.82%	0.02%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.14%	0.15%	0.01%
資 本 当 期 純 利 益 率	2.93%	3.17%	0.24%

注) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本経常利益率＝経常利益／純資産平均残高×100

総資産当期純利益率＝当期純利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本当期純利益率＝当期純利益／純資産平均残高×100

3. 貯金に関する指標

■科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	44,784	46%	46,243	47%	1,459
定期性貯金	52,901	54%	51,933	53%	△ 968
その他の貯金	-	0%	-	0%	-
計	97,685	100%	98,176	100%	491
譲渡性貯金	-	0%	-	0%	-
合 計	97,685	100%	98,176	100%	491

注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

■定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	53,097	100%	52,684	100%	△ 413
うち固定金利定期	53,097	(100%)	52,684	(100%)	△ 413
うち変動金利定期	-	(0%)	-	(0%)	-

注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3) () 内は構成比です。

■貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
組合員貯金	79,670	81%	80,641	82%	971
うち地方公共団体	3,986	(4%)	4,275	(4%)	289
うちその他非営利法人	1,773	(2%)	1,900	(2%)	127
組合員以外の貯金	18,895	19%	18,276	18%	△ 619
合 計	98,566	100%	98,917	100%	351

4. 貸出金等に関する指標

■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	561	500	△ 61
証 書 貸 付	24,368	25,651	1,283
当 座 貸 越	302	272	△ 30
割 引 手 形	-	-	-
合 計	25,231	26,423	1,192

■貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出 残 高	23,052	23,396	344
固 定 金 利 貸 出 構 成 比	89.3%	89.9%	0.6%
変 動 金 利 貸 出 残 高	2,765	2,619	△ 146
変 動 金 利 貸 出 構 成 比	10.7%	10.1%	△ 0.6%
残高合計	25,817	26,015	198

■貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
組 合 員 貸 出	20,605	80%	20,904	80%	299
組 合 員 以 外 の 貸 出	5,212	20%	5,111	20%	△ 101
うち地方公共団体	3,895	(15%)	4,060	(16%)	165
うちその他非営利法人	53	-	12	-	△ 41
うちその他員外	1,264	(5%)	1,039	(4%)	△ 225
合 計	25,817	100%	26,015	100%	198

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	619	464	△ 155
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	3,676	3,058	△ 618
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	4,295	3,522	△ 773
農業信用基金協会保証	11,234	11,612	378
そ の 他 の 保 証	6,067	6,530	463
計	17,301	18,142	841
信 用	4,221	4,351	130
合 計	25,817	26,015	198

■債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	-	-	0
信 用	2	2	0
合 計	2	2	0

■貸出金の使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金 残 高	20,363	20,717	354
設 備 資 金 構 成 比	79%	80%	1%
運 転 資 金 残 高	5,454	5,298	△ 156
運 転 資 金 構 成 比	21%	20%	△ 1%
残高合計	25,817	26,015	198

■業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	2,005 (8%)	1,932 (7%)	△ 73
林 業	63 (0%)	60 (0%)	△ 3
水 産 業	－ (－)	－ (－)	－
製 造 業	319 (1%)	337 (1%)	18
鉱 業	10 (0%)	47 (0%)	37
建 設 業	620 (2%)	603 (2%)	△ 17
電気・ガス・熱供給・水道業	58 (0%)	58 (0%)	0
運 輸 ・ 通 信 業	342 (1%)	388 (1%)	46
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 業	402 (2%)	396 (2%)	△ 6
金 融 ・ 保 険 業	150 (1%)	151 (1%)	1
不 動 産 業	2,230 (9%)	1,882 (7%)	△ 348
サ ー ビ ス 業	2,362 (9%)	2,452 (9%)	90
地 方 公 共 団 体	3,895 (15%)	4,060 (16%)	165
そ の 他	13,361 (52%)	13,649 (52%)	288
合 計	25,817 (100%)	26,015 (100%)	198

注：（ ）内は構成比です

■貯貸率・貯証率

(単位：%)

（単位：％）

区 分		令和５年度	令和６年度	増 減
貯 貸 率	期 末	26.19%	26.30%	0.11%
	期 中 平 均	25.83%	26.91%	1.08%
貯 証 率	期 末	0.00%	0.00%	0.00%
	期 中 平 均	0.00%	0.00%	0.00%

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	1,682	1,520	△ 162
穀 作	704	633	△ 71
野 菜 ・ 園 芸	99	98	△ 1
果 樹 ・ 樹 園 農 業	9	5	△ 4
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	53	52	△ 1
養 鶏 ・ 養 卵	2	1	0
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	815	731	△ 84
農 業 関 連 団 体 等	31	23	△ 8
合 計	1,713	1,543	△ 170

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,014	960	△ 54
農 業 制 度 資 金	699	583	△ 116
農 業 近 代 化 資 金	75	56	△ 19
そ の 他 制 度 資 金	624	527	△ 97
合 計	1,713	1,543	△ 170

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	484	474	△ 10
そ の 他	124	99	△ 25
合 計	608	573	△ 35

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

令和5年度	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	90	41	30	19	90
危険債権	51	48	0	3	51
要管理債権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
小計	142	89	30	23	142
正常債権	25,690				
合計	25,831				
令和6年度	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	62	44	1	17	62
危険債権	44	12	29	3	44
要管理債権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
小計	106	56	30	20	106
正常債権	25,924				
合計	26,030				

注1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
株 式	-	-	-
外 国 債 券	-	-	-
そ の 他 の 証 券	1	1	0
合 計	1	1	0

注) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め な し	合 計
令和5年度								
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3	3
令和6年度								
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3	3

7. 有価証券等の時価情報

■有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

[満期保有目的有価証券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種 類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得価額 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得価額 又は償却原価	差額
貸借対 照表計 上額が 取得価 額または償却 原価を 超える もの	株 式	3	1	2	3	1	3
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	小 計	3	1	2	3	1	3
貸借対 照表計 上額が 取得価 額または償却 原価を 超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計		3	1	2	3	1	3

■金銭の信託

該当する取引はありません。

■デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (△純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	77	80	-	77	3	80
個別貸倒引当金	108	-	-	0	0	108
合 計	185	80	-	77	3	188
区 分	令和6年度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (△純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	80	42	-	80	△ 38	42
個別貸倒引当金	108	-	-	5	△ 5	103
合 計	188	42	-	85	△ 43	145

9. 貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

Ⅳ. その他の事業

1. 指導事業

(単位：百万円)

費 用			収 益		
科 目	令和 5 年度	令和 6 年度	科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
営農改善指導費	19	20	賦課金	48	46
教育情報費	5	5	実費収入	1	1
指導支払補助金	-	6	指導受入補助金	-	6
営農指導雑支出	3	3	受託指導収入	5	6
農地中間管理事業費用	18	18	農地中間管理事業収益	18	18
合 計	44	53	合 計	71	77

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	13,739	67,144	13,692	65,627
	定期生命共済	186	1,650	189	1,746
	養老生命共済	5,090	17,235	3,630	12,848
	こども共済	1,512	4,704	1,482	4,464
	医療共済	4,199	563	4,153	475
	がん共済	1,245	90	1,247	88
	定期医療共済	103	232	95	218
	認知症共済	49		47	
	生活障害共済	127		148	
	特定重度疾病共済	260		288	
	介護共済	382	895	495	1,185
	年金共済	4,683	996	4,509	736
建物更生共済		4,326	51,916	4,139	49,888
合 計		34,389	140,721	32,632	132,812

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) J A共済はJ A、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、J A及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、金額欄は斜線としている。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済		17,443		15,482
がん共済	4,199	254,412	4,153	296,140
定期医療共済	1245	8,599	1247	8,555
	103	531	95	491
合 計	1	26,573		24,528
	5,547	254,412	5,495	196,140

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	382	1,117,512	495	1,466,479
認知症共済	49	79,500	47	77,500
生活障害共済(一時金型)	53	338,000	57	361,500
生活障害共済(定期年金型)	74	80,280	91	106,680
特定重度疾病共済	260	318,000	288	363,600
合 計	818	1,933,292	978	2,375,759

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	3,749	2,541,463	3,608	2,412,212
年金開始後	934	526,459	901	502,416
合 計	4,683	3,067,922	4,509	2,914,628

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高(掛金)

(単位:件、千円)

種類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	4,044	41,160,540	66,315	4,069	42,108,730	71,129
自動車共済	7,684		367,102	7,682		376,086
傷害共済	2,210	10,247,800	7,514	2,564	11,591,900	7,495
賠償責任共済	216		3,561	220		3,853
自賠責共済	2,123		36,199	2,260		37,839
合 計	16,277		480,694	16,795		496,404

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 生産販売事業

(1) 農畜産物

(単位：百万円)

種 別	単位	令和5年度		令和6年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
米	俵	235,442	2,900	238,806	4,408
米 穀 計	俵	235,442	2,900	238,806	4,408
麦	類 俵	7,214	26	6,329	26
大	豆 俵	11,769	209	12,425	211
小	豆 俵	43	1	19	1
そ	ば 俵	7,032	76	11,910	139
そ の 他 農 作 物	俵	913	8	675	9
農 産 計	俵	26,971	320	31,359	386
野	菜 kg	2,311,347	929	2,008,503	966
果	樹 kg	10,657	51	5,556	32
花	き 本	227,776	25	217,246	26
青 果 計			1,004		1,024
生	乳 kg	861,893.7	98	875,167.4	104
肉	牛 頭	831	324	728	292
肉	豚 頭	4	0	4	0
鶏	卵 kg	1,480	1	19,370	6
畜 産 計			423		402
合 計			4,646		6,220

(2) 農産物直売所

(単位：百万円)

種 別		令和5年度	令和6年度
あさがお	委 託 品	154	145
	購 買 品 他	117	127
あさがお計		270	272
穂	の 香	29	28
合 計		300	299

4. 保管事業

(単位：百万円)

費 用			収 益		
科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
労 務 費	0	0	保 管 料	49	57
雑 費	24	28	雑 収 益	17	19
合 計	24	28	合 計	66	76

5. 利用事業

(単位：百万円)

費 用			収 益		
科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
育苗センター費用	8	8	育苗センター収益	20	22
受託管理事業費用	304	334	受託管理事業収益	312	342
合 計	312	342	合 計	332	364

6. 購買事業

(1) 生産資材

(単位：百万円)

種 別	令和5年度	令和6年度
	供 給 金 額	供 給 金 額
肥 料	386	368
農 薬	254	266
種 苗	134	135
飼 料	47	46
農 機 具	520	562
自 動 車	23	12
温 床 資 材	62	72
包 装 資 材	90	87
そ の 他	128	189
合 計	1,644	1,736

(2) 生活物資

(単位：百万円)

種 別	令和5年度	令和6年度
	供 給 金 額	供 給 金 額
農 産	0	0
畜 産	4	4
水 産	0	0
惣 菜 ・ 日 配 品	6	4
一 般 食 品	43	42
菓 子	1	1
日 用 品	7	7
そ の 他	24	23
合 計	86	81

(3) 燃料

(単位：百万円)

種 別	令和5年度	令和6年度
	供 給 金 額	供 給 金 額
揮 発 油	774	893
灯 油	516	541
軽 油	259	264
L P ガ ス	36	37
そ の 他	149	160
合 計	1,735	1,895

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	4,308	4,436
うち、出資金及び資本準備金の額	2,063	2,100
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,326	2,426
うち、外部流出予定額(△)	62	65
うち、上記以外に該当するものの額	△ 18	△ 25
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	80	42
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	80	42
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	60	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,449	4,478
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	9	8
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	8
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	9	8
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	4,440	4,470
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,350	35,980
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,341	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,341	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,846	2,825
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	40,196	38,805
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	11.04%	11.52%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	431	-	-	480	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,932	-	-	4,101	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	53	-	-	12	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	68,927	13,785	551	68,991	13,798	552
法人等向け	128	128	5	151	151	6
中小企業等向け及び個人向け	4,163	1,804	72	3,954	1,675	67
抵当権付住宅ローン	3,518	1,173	47	3,544	1,174	47
不動産取得等事業向け	793	791	32	611	610	24
三月以上延滞等	19	3	0	17	3	0
取立未済手形	12	2	0	15	3	0
信用保証協会等保証付	11,238	1,119	45	11,616	1,154	46
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	758	758	30	760	760	30
(うち出資等のエクスポージャー)	758	758	30	760	760	30
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	11,147	16,444	658	11,308	16,653	666
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,380	10,951	438	4,380	10,951	438
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,767	5,493	220	6,928	5,702	228
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルクスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	1,341	54	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	105,065	37,347	1,494	105,561	35,980	1,439
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	105,065	37,347	1,494	105,561	35,980	1,439
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額 b=a×4%		
	a		a		2,846	113
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母) 合計	所要自己資本額 b=a×4%		
	a		a		40,196	1,552

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

業 種		令和 5 年度				令和 6 年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	343	343	-	-	383	383	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	598	598	-	-	440	440	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	25	25	-	-	25	25	-	-
	金融・保険業	68,653	3	-	-	68,723	2	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	48	48	-	-	109	109	-	-
	日本国政府・地方公共団体	3,932	3,932	-	-	4,101	4,101	-	-
	その他	5,196	58	-	-	5,186	45	-	-
個 人		20,857	20,857	-	19	20,960	20,960	-	-
その他		5,467	3	-	-	5,634	3	-	-
業種別残高計		105,065	25,867	-	19	105,561	26,068	-	-
1年以下		69,148	710	-	-	69,324	618	-	-
1年超3年以下		859	659	-	-	618	618	-	-
3年超5年以下		1,078	1,078	-	-	824	824	-	-
5年超7年以下		852	852	-	-	2,100	2,100	-	-
7年超10年以下		2,767	2,767	-	-	1,664	1,664	-	-
10年超		19,403	19,403	-	-	19,859	19,859	-	-
期限の定めのないもの		11,011	398	-	-	11,173	386	-	-
残存期間別残高計		105,065	25,867	-	-	105,561	26,068	-	-
信用リスク期末残高		105,119	25,867	-	-	105,561	26,068	-	-
信用リスク平均残高		98,195	25,231	-	-	98,611	26,423	-	-

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和 5 年度						令和 6 年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	77	80	-	77	3	80	80	42	-	80	△ 38	42
個別貸倒引当金	108	-	-	0	0	108	108	-	-	5	△ 5	103

④地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

業 種		令和 5 年度						令和 6 年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		108	-	-	0	108	0	108	-	-	5	103	0
業種別計		108	-	-	0	108	0	108	-	-	5	103	0

注1) 国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	4,807	4,901
	リスク・ウェイト2%	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-
	リスク・ウェイト10%	11,187	11,542
	リスク・ウェイト20%	70,917	71,092
	リスク・ウェイト35%	3,170	3,147
	リスク・ウェイト50%	3,513	3,410
	リスク・ウェイト75%	682	576
	リスク・ウェイト100%	7,855	6,512
	リスク・ウェイト150%	0	0
	リスク・ウェイト250%	4,380	4,380
	その他	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-
自己資本控除額		9	9
合 計		106,460	105,569

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	53	-	12
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	124	3,336	131	3,178
抵当権付住宅ローン	-	326	-	368
不動産取得等事業向け	-	0	-	0
三月以上延滞等	-	-	-	-
上記以外	46	1,815	4	1,936
合 計	170	5,530	135	5,495

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを

①系統出資、②系統外出資、③子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めています。

②系統外出資については、系統出資同様の対応を行っております。

③子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①系統出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定、②系統外出資については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上、③子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3	2	3	2
非上場	5,138	5,138	5,140	5,140
合計	5,141	5,140	5,143	5,142

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\angle$ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当 J A では、普通貯金等の額の 50% 相当額を 0~5 年の期間に均等に振り分けて (平均残存 2.5 年) リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 ΔEVE の前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点
特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

②金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	337	532	194	234
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	283	467		
4	フラット化	0			
5	短期金利上昇	16			
6	短期金利低下	68			
7	最大値	337	532	194	234
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		4,470		4,440	
8	自己資本の額				

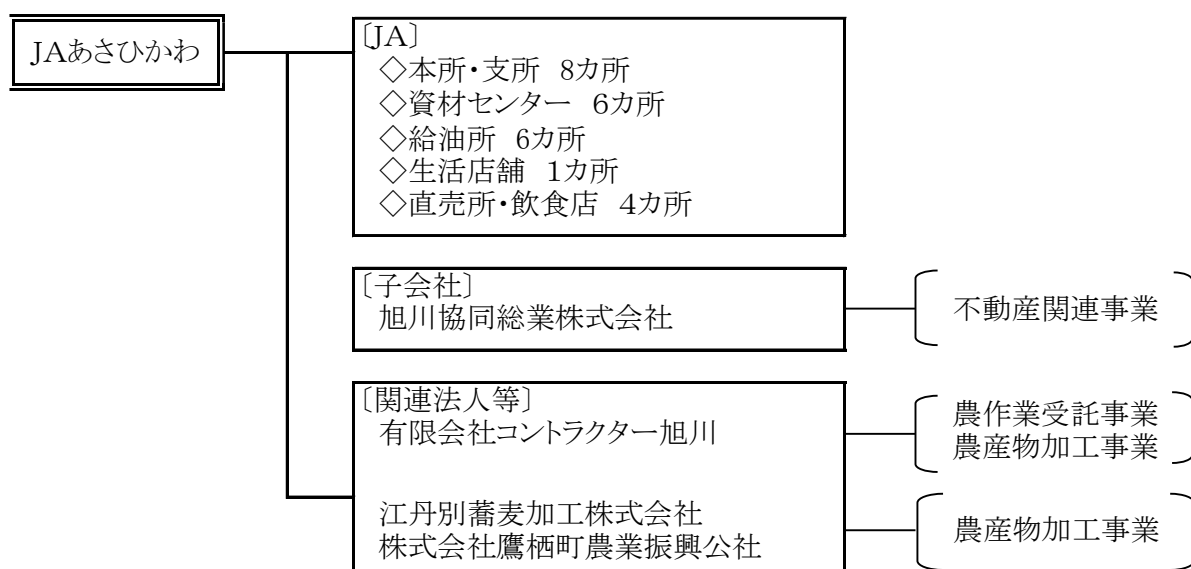
Ⅵ. 連結情報

1. 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

■ グループの概況

J Aあさひかわのグループは、当 J A、子会社 1 社（子法人等を除く）、関連法人等 3 社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社と、相違はありません。



■ 子会社等について

(単位: 百万円、%)

法人名	事業の内容	主たる営業所又は事務所の所在地	設立年月	資本金	組合出資比率 (組合グループ出資比率)	他の子会社等の議決権比率
旭川協同総業(株)	不動産業	旭川市神楽5条8丁目1-16	昭和57年08月10日	40	100.00%	100.00%
(有)コントラクター旭川	農作業受託	旭川市東旭川町旭正118	平成09年05月01日	29	33.33%	33.33%
江丹別蕎麦加工(株)	農産物加工	旭川市江丹別町中央176	平成05年04月30日	18	37.71%	37.71%
(株)鷹栖町農業振興公社	農産物加工	上川郡鷹栖町11線5号	昭和61年02月06日	180	33.33%	33.33%

2. 連結事業概況（令和6年度）

■令和6年度における事業の概況

■あさひかわ農業協同組合（親会社）

当組合は、地域の環境と実態に即した農業振興を始め、安全・安心に関するニーズに対応するため「JAあさひかわ」産ブランドの農畜産物の生産と提供に取り組み、総合事業の多様な事業展開により地域社会の一員として都市と農村の調和を図り、地域社会の発展に努めております。

本年度の事業結果として、事業総利益は、計画を33百万円上回る14億03百万円となりました。当期剰余金については、計画を43百万円上回る161百万円の実績となっております。

■旭川協同総業株式会社（子会社）

当組合の子会社である旭川協同総業は、不動産の売買・賃貸、並びにその斡旋及び管理業務など、組合員や地域利用者の不動産部門として位置づけております。

組合員の賃貸物件を数多く管理しており、当組合とともに組合員・利用者の豊かな暮らしの実現に向け、地域に密着した営業活動を展開しています。

令和6年度は、3月に日銀がマイナス金利政策の解除をしたことによる金利上昇の警戒感から住宅取得に対して慎重な風潮が広まったことに始まり、さらに追い打ちをかけるかのようなウクライナ紛争に伴う建築資材価格のさらなる高騰等により住宅着工件数に減少がみられるなど、不動産業界にとってはマイナス要因の多い年となりました。

また、建物解体費の高騰により従来は建物を解体し更地として売却することができた物件も解体費用から売却代金を差し引くとマイナスとなるケースが多く、売却を見合わせ案件が増加し、売却依頼の減少が見受けられた状況の中での営業活動となり、非常に厳しい事業運営となりました。

しかしながら、このように負の要因が非常に多い環境の中で社員の営業努力によって収益実績73,675千円、費用実績71,569千円、税引き前当期利益は事業計画を上回る2,106千円を計上することができました。

■ 連結財務の状況

当組合グループの連結財務の状況として、信用・共済事業から経済事業資産・固定資産等の総資産額は1,070億72百万円、組合員や地域住民の皆様から受け入れた貯金を含めた信用事業負債を始めとする負債総額は1,014億百万円、組合員資本を主とする純資産額は56億71百万円となりました。また、連結自己資本比率は単体自己資本比率を0.56ポイント上回る12.08%となりました。

3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、 連結注記表及び連結剰余金計算書

■ 連結貸借対照表

基準日 令和5年度 令和6年1月31日現在
令和6年度 令和7年1月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 ・ 純 資 産 の 部		
科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	95,093	95,455	1. 信用事業負債	98,876	99,066
(1) 現金及び預金	69,070	69,173	(1) 貯 金	98,557	98,906
(2) 貸 出 金	25,780	25,987	(2) 借 入 金	1	1
(3) その他の信用事業資産	341	354	(3) その他の信用事業負債	316	157
(4) 債務保証見返	2	2	(4) 債務保証	2	2
(5) 貸倒引当金	△ 100	△ 61			
2. 共済事業資産	1	1	2. 共済事業負債	351	318
(1) その他の共済事業資産	1	1	(1) 共済資金	220	190
(2) 貸倒引当金	0	0	(2) その他の共済事業負債	130	128
3. 経済事業資産	966	1,079	3. 経済事業負債	719	825
(1) 経済事業未収金	370	386	(1) 経済事業未払金	499	440
(2) 棚卸資産	277	249	(2) その他の経済事業負債	219	385
(3) その他の経済事業資産	322	446			
(4) 貸倒引当金	△ 2	△ 1	4. 設備借入金	253	229
4. 雑資産	296	267	5. 雑負債	261	381
(1) 組勘未決済勘定	37	10	6. 諸引当金	160	156
(2) その他の雑資産	344	340	(1) 賞与引当金	13	13
(3) 貸倒引当金	△ 86	△ 83	(2) 退職給付に係る負債	123	121
5. 固定資産	5,012	5,047	(3) 役員退職慰労引当金	24	21
(1) 有形固定資産	5,003	5,039	7. 再評価に係る繰延税金負債	426	426
減価償却資産	5,270	5,381	負 債 の 部 合 計	101,047	101,401
減価償却累計額	△ 4,136	△ 4,210	(純 資 産 の 部)		
土地	3,870	3,868	1. 組合員資本	4,619	4,756
(2) 無形固定資産	9	8	(1) 出資金	2,063	2,100
6. 外部出資	5,162	5,171	(2) 利益剰余金	2,574	2,680
(1) 外部出資	5,162	5,171	(3) 処分未済持分	△ 18	△ 25
7. 繰延税金資産	51	51	(4) 子会社の有する親組合出資金	△ 0	△ 0
			2. 評価・換算差額等	916	915
			(1) その他有価証券評価差額金	2	2
			(2) 土地再評価差額金	915	913
資 産 の 部 合 計	106,582	107,072	純 資 産 の 部 合 計	5,535	5,671
			負債・純資産の部合計	106,582	107,072

■ 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,434	1,446
(1) 信用事業収益	661	658
資金運用収益	594	611
(うち預金利息)	(1)	(15)
(うち受取奨励金)	(313)	(311)
(うち貸出金利息)	(255)	(265)
(うちその他受入利息)	(24)	(20)
役務取引等収益	38	39
その他経常収益	29	9
(2) 信用事業費用	192	196
資金調達費用	22	62
(うち貯金利息)	(15)	(57)
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)
(うち借入金利息)	(6)	(5)
役務取引等費用	16	16
その他経常費用	154	118
(うち貸倒引当金繰入額)	(5)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 39)
信用事業総利益	469	462
(3) 共済事業収益	307	315
共済付加収入	290	294
その他の収益	17	21
(4) 共済事業費用	23	25
その他の費用	23	25
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(0)
共済事業総利益	284	290
(5) 購買事業収益	2,925	3,206
購買品供給高	2,804	3,099
購買手数料	26	23
その他の収益	95	84
(6) 購買事業費用	2,550	2,842
購買品供給原価	2,433	2,713
その他の費用	116	128
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(△ 1)
購買事業総利益	375	364
(7) 販売事業収益	424	444
販売手数料	140	150
農産物直売所収益	200	208
その他の収益	84	86
(8) 販売事業費用	208	208
農産物直売所費用	139	144
その他の費用	68	64
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△0)
販売事業総利益	216	235

基準日 令和5年度 令和5年2月1日から令和6年1月31日まで
令和6年度 令和6年2月1日から令和7年1月31日まで

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) その他事業収益	470	517
(10) その他事業費用	381	423
その他事業総利益	89	94
2. 事業管理費	1,331	1,343
(1) 人件費	1,017	1,021
(2) その他事業管理費	314	322
事業利益	103	103
3. 事業外収益	135	141
(1) 地域活性化事業収益(賃貸料)	72	79
(2) 施設利用料	3	2
(3) 受取雑利息	0	0
(4) 受取出資配当金	51	51
(5) 償却債権取立益	2	1
(6) 持分法による投資益	0	-
(7) 雑収入	9	9
4. 事業外費用	46	43
(1) 地域活性化事業費用(賃貸原価)	44	47
(2) 支払雑利息	2	2
(3) 寄付金	1	0
(4) 貸倒引当金戻入益(事業外)	△ 2	△ 3
(5) 持分法による投資損	-	△ 6
(6) 雑損失	1	3
経常利益	192	201
5. 特別損益	46	2
(1) 固定資産処分益	45	-
(2) 一般補助金	1	2
6. 特別損失	44	2
(1) 固定資産処分損	0	0
(2) 固定資産圧縮損	1	2
(3) その他の特別損失	43	-
税引前当期利益	194	201
法人税・住民税及び事業税	34	34
法人税等調整額	11	0
法人税等合計	45	34
当期剰余金	148	167

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	194	201
減価償却費	90	102
減損損失	-	-
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	4	△ 3
貸倒引当金の増加額(△は減少)	3	△ 43
賞与引当金の増加額(△は減少)	1	0
退職給付引当金の増加額(△は減少)	△ 2	△ 2
信用事業資金運用収益	△ 594	△ 611
信用事業資金調達費用	22	62
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 51	△ 51
支払雑利息	2	2
固定資産売却損益(△は益)	-	13
固定資産除却損益	28	△ 6
固定資産圧縮損	-	2
一般補助金	-	△ 2
持分法による投資損益	0	△ 6
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 1,502	△ 207
預金の純増(△)減	1,610	3,234
貯金の純増減(△)	△ 409	349
信用事業借入金の純増減(△)	△ 1	△ 1
その他の信用事業資産の純増(△)減	21	△ 1
その他の信用事業負債の純増減(△)	37	△ 196
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	69	△ 31
その他の共済事業資産の純増(△)減	0	0
その他の共済事業負債の純増減(△)	△ 3	△ 2
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
経済事業未収金の純増(△)減	16	△ 16
棚卸資産の純増(△)減	△ 8	28
経済事業未払金の純増減(△)	7	△ 59
その他の経済事業資産の純増(△)減	△ 76	△ 124
その他の経済事業負債の純増減(△)	22	166
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	△ 12	9
その他の資産の純増(△)減	14	31
その他の負債の純増減(△)	△ 23	77
信用事業資金運用による収入	602	597
信用事業資金調達による支出	△ 24	△ 25
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 37	△ 38
小 計	2	3,451
雑利息及び出資配当金の受取額	51	52
雑利息の支払額	△ 2	△ 2
法人税等の支払額	△ 23	△ 1
過年度遡及会計適用による影響額	-	-
事業活動によるキャッシュ・フロー	29	3,500
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
補助金の受入れによる収入	-	2
固定資産の取得による支出	△ 74	△ 145
外部出資による支出	-	△ 2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 74	△ 146
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 24	△ 24
出資の増額による収入	137	123
出資の払戻しによる支出	△ 101	△ 86
持分の譲渡による収入	31	18
持分の取得による支出	△ 18	△ 25
出資配当金の支払額	△ 23	△ 24
財務活動によるキャッシュ・フロー	1	△ 17
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 44	3,337
6 現金及び現金同等物の期首残高	966	922
7 現金及び現金同等物の期末残高	922	4,259

■ 令和5年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社 1 社 旭川協同株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連法人等 1 社 (株)鷹栖町農業振興公社

② 持分法非適用の関連法人等 2 社 江丹別蕎麦加工(株)
(有)コントラクター旭川

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

当JA及び連結される子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

〔市場価格のない株式等〕

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品

売価還元法による原価法(値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用)

② その他の棚卸資産(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フ

ローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業（農業関連・生活・給油）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び給油手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権または経済受託債務に計上しております。

3. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 188 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 52 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 — 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は

1,036 百万円であり、その内訳はつぎのとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額
建 物	899
構 築 物	17
機 械 装 置	32
車 輜 運 搬 具	23
工 具 器 具 備 品	66

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 17 百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 187 百万円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 28 百万円

理事および監事に対する金銭債務の総額

記載すべき金額はありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 90 百万円、危険債権額は 51 百万円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権は 0 百万円、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は 142 百万円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地再評価法により、再評価を行った土地の再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価を行った年月日 平成 14 年 1 月 31 日

② 再評価の方法 固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しました。

③ 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

1,576 百万円

6. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 68 百万円
うち事業取引高 67 百万円
うち事業取引以外の取引高 1 百万円
子会社等との取引による費用総額 36 百万円
うち事業取引高 21 百万円
うち事業取引以外の取引高 15 百万円

7. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員等へ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、施設投資に伴い同連合会より設備借入をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年経済価値が 174 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	68,638	68,593	△ 45
貸出金	25,780		
貸倒引当金 (※1)	△ 100		
貸倒引当金控除後	25,680	25,801	121
経済事業未収金	370		
貸倒引当金 (※2)	△ 1		
貸倒引当金控除後	369	369	-
外部出資	3	3	-
資産計	94,690	94,766	76
貯金	98,557	98,451	△ 106
借入金 (*3)	254	254	△ 0
経済事業未払金	499	499	-
負債計	99,310	99,204	△ 106

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 229 百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ 外部出資

株式は取引所の価格によっております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,159

④ 金銭債権の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	68,638	-	-	-	-	-
貸出金(※1,2)	2,476	1,696	1,632	1,493	1,362	17,103
経済事業未収金	370	-	-	-	-	-
合 計	71,484	1,696	1,632	1,493	1,362	17,103

(※1)貸出金のうち、当座貸越 199 百万円については「1 年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 19 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	80,775	6,946	9,645	545	646	-
借入金	1	1	-	-	-	-
設備借入金	24	24	24	24	24	133
合 計	80,800	6,971	9,670	559	669	133

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しております。

8. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	1	3
			2

なお、上記評価差額から繰延税金負債 1 百万円を差し引いた額 2 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 125 百万円	
①退職給付費用	△ 39 百万円	
②退職給付の支払額	11 百万円	
③特定退職金共済制度への拠出金	30 百万円	
調整額合計	2 百万円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 123 百万円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 567 百万円	
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	444 百万円	
③ 未積立退職給付債務	△ 123 百万円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 123 百万円	
⑤ 退職給付引当金	△ 123 百万円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 簡便法で計算した退職給付費用	39 百万円
------------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費等)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11 百万円を含め

て計上しております。なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、92百万円となっております。

10. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	9百万円
貸倒損失	7百万円
賞与引当金	4百万円
退職給付引当金	34百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
減損損失否認額	2百万円
減価償却超過額	5百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	74百万円
評価性引当額	△ 21百万円
繰延税金資産合計 (A)	52百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 1百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 1百万円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	51百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.16%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.94%
事業分量配当金	△5.68%
住民税均等割・事業税率差異等	1.43%
評価性引当額の増減	0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.23%

11. 賃貸等不動産関係

旭川市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和5年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は27百万円(賃貸収益は地域活性化事業収益(賃貸料)に、主な賃貸費用は地域活性化費用(賃貸原価)に計上)です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,518	△ 11	1,507	808

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期減少額のうち、主な減少額は減価償却費(11百万円)であります。

(注3) 当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和6年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社 1 社 旭川協同株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等 1 社 (株)鷹栖町農業振興公社

②持分法非適用の関連法人等 2 社 江丹別蕎麦加工(株)
(有)コントラクター旭川

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

当JA及び連結される子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② その他の棚卸資産(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業（農業関連・生活・給油）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び給油手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代

理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権または経済受託債務に計上しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 145 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 52 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 — 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,029 百万円であり、その内訳はつぎのとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額
建 物	893
構 築 物	17
機 械 装 置	32
車 輜 運 搬 具	22
工 具 器 具 備 品	66

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	16 百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	184 百万円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額	19 百万円
理事および監事に対する金銭債務の総額	記載すべき金額はありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 62 百万円、危険債権額は 44 百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は 107 百万円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地再評価法により、再評価を行った土地の再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- | | |
|---------------------------------------|----------------------------|
| ① 再評価を行った年月日 | 平成 14 年 1 月 31 日 |
| ② 再評価の方法 | 固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しました。 |
| ③ 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 | 1,597 百万円 |

5. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	63 百万円
うち事業取引高	62 百万円
うち事業取引以外の取引高	百万円
子会社等との取引による費用総額	34 百万円
うち事業取引高	20 百万円
うち事業取引以外の取引高	14 百万円

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員等へ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、施設投資に伴い同連合会より設備借入をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

ロ市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.32% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 174 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	68,693	68,460	△ 233
貸出金	25,987		
貸倒引当金 (※1)	△ 61		
貸倒引当金控除後	25,926	25,699	△ 227
経済事業未収金	386		
貸倒引当金 (※2)	△ 1		
貸倒引当金控除後	386	386	-
外部出資	3	3	-
資産計	95,008	94,548	△ 460
貯金	98,906	98,503	△ 403
借入金 (*3)	230	229	△ 1
経済事業未払金	440	440	-
負債計	99,575	99,171	△ 404

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 229 百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ 外部出資

株式は取引所の価格によっております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,168

④ 金銭債権の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	68,693	-	-	-	-	-
貸出金(※1,2)	2,376	1,718	1,608	1,496	1,385	17,386
経済事業未収金	386	-	-	-	-	-
合 計	71,455	1,718	1,608	1,496	1,385	17,386

(※1)貸出金のうち、当座貸越 199 百万円については「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 19 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	76,908	7,199	11,055	487	3,257	-
借入金	1	-	-	-	-	-
設備借入金	24	24	24	23	22	111
合 計	76,932	7,223	11,079	511	3,280	111

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	1	3	3

なお、上記評価差額から繰延税金負債百万円を差し引いた額 2 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約による J A退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 123 百万円	
①退職給付費用	△ 41 百万円	
②退職給付の支払額	15 百万円	
③特定退職金共済制度への拠出金	29 百万円	
調整額合計	2 百万円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 121 百万円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 532 百万円
② 特定退職金共済制度 (J A全国共済会)	410 百万円

- ③ 未積立退職給付債務 △ 121 百万円 ①+②
 ④ 貸借対照表計上額純額 △ 121 百万円
 ⑤ 退職給付引当金 △ 121 百万円
 (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
 ① 簡便法で計算した退職給付費用 41 百万円
 (5) 特例業務負担金の将来見込額
 人件費（うち福利厚生費等）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 12 百万円を含めて計上しております。なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、92 百万円となっております。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	3 百万円
貸倒損失	5 百万円
賞与引当金	4 百万円
退職給付引当金	34 百万円
役員退職慰労引当金	5 百万円
減損損失否認額	2 百万円
減価償却超過額	5 百万円
その他	7 百万円
繰延税金資産小計	64 百万円
評価性引当額	△ 12 百万円
繰延税金資産合計 (A)	52 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 百万円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	51 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.83%
事業分量配当金	△5.76%
住民税均等割・事業税率差異等	1.38%
評価性引当額の増減	△4.73%
そ の 他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.09%

10. 賃貸等不動産関係

旭川市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和 6 年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 31 百万円（賃貸収益は地域活性化事業収益（賃貸料）に、主な賃貸費用は地域活性化費用（賃貸原価）に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,507	65	1,572	875

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注 2) 当期減少額のうち、主な減少額は減価償却費（11 百万円）であります。

(注 3) 当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

11. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ 連結剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 利益剰余金期首残高	2,476	2,573
2 利益剰余金増加額	159	168
(1) 当期剰余金	149	167
(2) 土地再評価差額取崩額	10	1
3 利益剰余金減少高	61	62
(1) 配当金	23	24
(2) 事業分量配当金	37	38
(3) 過年度遡及適用影響額	-	-
4 利益剰余金期末残高	2,573	2,680

4. 農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	90	62	△ 28
危 険 債 権 額	51	44	△ 7
要 管 理 債 権 額	-	-	0
三月以上延滞債権額	-	-	0
貸倒条件緩和債権額	-	-	-
小 計	142	107	△ 35
正 常 債 権 額	25,653	25,895	242
合 計	25,794	26,002	208

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸倒条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸倒条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収支（事業収益）	5,218	5,413	4,837	4,787	5,139
信用事業収益	749	710	665	661	658
共済事業収益	349	343	330	307	315
農業関連事業収益	2,612	2,633	1,985	1,912	2,103
その他の事業収益	1,509	1,728	1,858	1,907	2,064
連結経常利益	213	226	212	192	201
連結当期剰余金	175	145	81	148	167
連結純資産額	5,319	5,436	5,399	5,535	5,671
連結総資産額	108,209	107,108	106,772	106,582	107,072
連結自己資本比率	10.57%	10.82%	10.91%	11.58%	12.08%

注1) 平成20年度より農協法施行規則に基づき購買事業における供給高を事業収益に、供給原価を事業費用にそれぞれ計上する方法に変更しております。

注2) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

6. 連結ベースの事業別の経常収支等

(単位：百万円)

事業区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	749	710	665	661
	事業総利益	549	517	481	469
	資産の額	96,795	95,651	95,279	95,093
共済事業	事業収益	349	343	330	307
	事業総利益	325	320	308	284
	資産の額	1	1	1	1
農業関連事業	事業収益	2,612	2,634	2,634	1,912
	事業総利益	466	453	453	464
	資産の額	565	516	701	764
その他事業	事業収益	1,509	1,728	1,728	1,907
	事業総利益	193	182	182	217
	資産の額	10,848	10,939	10,791	10,724
計	事業総収益	5,218	5,414	5,356	4,786
	事業総利益	1,533	1,472	1,424	1,434
	資産の額	108,209	107,107	106,772	106,582

7. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和7年1月末における自己資本比率は、12.08%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あさひかわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的 項目に算入した額	2,100百万円(前年度2,063百万円)

当連結グループは、適正なプロセスにより正確な連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,556	4,690
うち、出資金及び資本準備金の額	2,063	2,100
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,574	2,680
うち、外部流出予定額(△)	63	66
うち、上記以外に該当するものの額(△)	18	25
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	80	42
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	80	42
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	60	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,696	4,732
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	9	8
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	8
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	9	8
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	4,687	4,724
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,597	36,232
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,341	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,341	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,871	2,848
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	40,467	39,080
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.58%	12.08%

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)							
信用リスク・アセット		令和5年度			令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金		431	－	－	480	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け		3,932	－	－	4,101	－	－
地方公共団体金融機構向け		－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け		－	－	－	－	－	－
地方三公社向け		53	－	－	12	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		68,927	13,785	551	68,991	13,798	552
法人等向け		128	128	5	151	151	6
中小企業等向け及び個人向け		4,163	1,804	72	3,954	1,675	67
抵当権付住宅ローン		3,518	1,173	47	3,544	1,174	47
不動産取得等事業向け		793	791	32	611	610	24
三月以上延滞等		19	3	0	17	3	0
取立未済手形		12	2	0	15	3	0
信用保証協会等保証付		11,238	1,119	45	11,616	1,154	46
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－	－	－	－
共済約款貸付		－	－	－	－	－	－
出資等		780	780	31	782	782	31
（うち出資等のエクスポージャー）		780	780	31	782	782	31
（うち重要な出資のエクスポージャー）		－	－	－	－	－	－
上記以外		11,373	16,670	667	11,538	16,883	675
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		4,380	10,951	438	4,380	10,951	438
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）		－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）		6,992	5,719	229	7,158	5,932	237
証券化		－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）		－	－	－	－	－	－
（うち非STC適用分）		－	－	－	－	－	－
再証券化		－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		－	－	－	－	－	－
（うちルックスルー方式）		－	－	－	－	－	－
（うちマンドレート方式）		－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）		－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）		－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）		－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額		－	1,341	54	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		105,366	37,597	1,504	105,813	36,232	1,449
CVAリスク相当額÷8%		－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー		－	－	－	－	－	－
合計(信用リスク・アセットの額)		105,366	37,597	1,504	105,813	36,232	1,449
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額 a		所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額 a		所要 自己資本額 b=a×4%
		2,871		115	2,848		114
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)合計 a		所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要 自己資本額 b=a×4%
		40,467		1,619	39,080		1,563

(3) 信用リスクに関する事項

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

リスク管理の手法及び手続きの概要

連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

なお、J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 17)をご参照ください。

①標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポートジャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートジャーの期末残高

(単位:百万円)

業 種		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポートジャー	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポートジャー
法人	農業	343	343	-	-	383	383	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	598	598	-	-	440	440	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	25	25	-	-	25	25	-	-
	金融・保険業	68,653	3	-	-	68,724	2	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	48	48	-	-	109	109	-	-
	日本国政府・地方公共団体	3,932	3,932	-	-	4,101	4,101	-	-
	上記以外	5,218	58	-	-	5,208	45	-	-
個 人		20,857	20,857	-	19	20,960	20,960	-	17
その他		5,693	3	-	-	5,864	3	-	-
業種別残高計		105,366	25,867	-	19	105,813	26,068	-	17
1年以下		69,148	710	-	-	69,324	618	-	-
1年超3年以下		859	659	-	-	618	618	-	-
3年超5年以下		1,078	1,078	-	-	824	824	-	-
5年超7年以下		852	852	-	-	2,100	2,100	-	-
7年超10年以下		2,767	2,767	-	-	1,664	1,664	-	-
10年超		19,403	19,403	-	-	19,859	19,859	-	-
期限の定めのないもの		11,259	398	-	-	11,425	386	-	-
残存期間別残高計		105,366	25,867	-	-	105,813	26,068	-	-
信用リスク 期末残高		98,195	25,231	-	-	98,611	26,423	-	-

- 注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。
- 注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- 注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	77	80	-	77	3	80	80	42	-	80	△ 38	42
個別貸倒引当金	108	-	-	0	0	108	108	-	-	5	△ 5	103

④地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

業 種		令和5年度						令和6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		108	-	-	0	108	-	108	-	-	5	103	-
業種別計		108	-	-	0	108	-	108	-	-	5	103	-

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	4,807	4,902
	リスク・ウェイト2%	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-
	リスク・ウェイト10%	11,187	11,542
	リスク・ウェイト20%	70,917	71,092
	リスク・ウェイト35%	3,170	3,147
	リスク・ウェイト50%	3,513	3,410
	リスク・ウェイト75%	632	576
	リスク・ウェイト100%	8,102	6,764
	リスク・ウェイト150%	-	-
	リスク・ウェイト250%	4,380	4,380
	その他	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-
自己資本控除額		9	8
合 計		106,717	105,821

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減リスクに関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 17）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機 構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機 関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	53	-	12
金融機関及び第一 種金融商品取引業 者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及 び個人向け	124	3,336	131	3,178
抵当権付住宅 ローン	-	-	-	368
不動産取得等事 業向け	-	0	-	0
三月以上延滞等	-	-	-	-
上記以外	46	1,815	4	1,936
合 計	170	5,530	135	5,495

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 17）を参照ください

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 17）を参照ください。

②出資等その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3	3	3	3
非上場	5,160	5,160	5,168	5,168
合計	5,163	5,163	5,171	5,171

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2	-	3	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。

J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (p. 77) を参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	337	532	194	234
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	283	467		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	16	70		
6	短期金利低下	68	31		
7	最大値	337	532	194	234
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,724		4,687	

VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当 J A の令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 5 月 3 1 日

あさひかわ農業協同組合

代表理事組合長 古澤 祥弘

VIII. 沿革・歩み

1. 沿革、歩み

平成 14 年

2 月 1 日 あさひかわ農業協同組合設立登記・認可される。
旭川市内の旭川市・旭正・旭川市神居農協及び鷹栖町の北野農協の 4 J A が合併。旭川市一円・鷹栖町一円を区域とした、あさひかわ農業協同組合が誕生し、愛称を「J A あさひかわ」とする。

【今合併までの 4 J A の経緯】

- ・ J A 旭川市

昭和 59 年 旭川市・旭川北部・神楽町の 3 農協が合併し、旭川市農協として新設

平成 12 年 永山農協と合併

- ・ J A 旭正

昭和 39 年 旭川市東部農協と合併

- ・ J A カムイ

昭和 48 年 神居開拓農協と合併

平成 10 年 江丹別農協と合併

- ・ J A 北野

今合併まで合併経緯なし

IX. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

＜組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係＞

開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	I-3①
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑧
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	I-2
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期剰余金又は当期損失金	
・出資金及び出資口数	
・純資産額	
・総資産額	
・貯金等残高	
・貸出金残高	
・有価証券残高	
・単体自己資本比率	
・剰余金の配当の金額	
・職員数	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2,3,4,6
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	

開示項目	記載項目
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
・主要な農業関係の貸出実績	
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	I-5
○法令遵守の体制	I-5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
○ <u>債権等</u> のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・ <u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</u>	
・ <u>危険債権</u>	
・ <u>三月以上延滞債権</u>	
・ <u>貸出条件緩和債権</u>	
・ <u>正常債権</u>	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	V
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-7
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III-8
○貸出金償却の額	III-9
○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I-3⑥

＜連結(組合及び子会社等) 農業協同組合法施行規則第205条関係＞

開示項目	記載項目
●組合及びその子会社等の概況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	VI-1(1)
○組合の子会社等に関する事項	VI-1(2)
・名称	
・主たる営業所又は事務所の所在地	
・資本金又は出資金	
・事業の内容	
・設立年月日	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	VI-2

開示項目	記載項目
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	VI-5
・経常利益又は経常損失	
・当期利益又は当期損失	
・純資産額	
・総資産額	
・連結自己資本比率	
●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	VI-3
○ <u>債権等</u> のうち次に掲げるものの額およびその合計額	VI-4
・ <u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</u>	
・ <u>危険債権</u>	
・ <u>三月以上延滞債権</u>	
・ <u>貸出条件緩和債権</u>	
・ <u>正常債権</u>	
○自己資本の充実の状況	VI-7
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	VI-6

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・金利リスクに関する事項	V-9

<連結(組合及び子会社等) 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	ページ
○ 自己資本の構成に関する開示事項	VI-7(1)
○ 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	VI-1,2
・自己資本調達手段の概要	VI-7
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	VI-7
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(4)①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・オペレーショナル・リスクに関する事項	VI-7(7)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(8)①
・金利リスクに関する事項	VI-7(9)①
○ 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	VI-7(1)
・自己資本の充実度に関する事項	VI-7(2)
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)②⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	VI-7(4)②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	VI-7(8)②⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	VI-7(9)
・金利リスクに関する事項	VI-7(10)②



〒078-8234

旭川市豊岡 4 条 1 丁目 1 番 18 号

管理部・金融共済部・内部監査室

TEL 0166-31-0111

FAX 0166-31-1555

営農企画部

TEL 0166-37-8855

FAX 0166-31-5377

旭川市東旭川町旭正 36 番地の 2

購買部

TEL 0166-37-8860

FAX 0166-31-0680